

全住済業務季報

MUFIS REPORT

2022.5



-
- 就任の御挨拶
 - 令和3年度臨時総会及び第2回定例理事会報告
 - 70周年記念講演

全住済業務季報 2022.5

MUFIS REPORT

令和4年5月発行 No.203

「MUFIS」は当機構の英訳文の「The Mutual Fire Insurance System for Public Housing」の略称です。

Contents

就任の御挨拶	理事長 麦島 健志	1
令和3年度臨時総会及び第2回定例理事会報告		2
70周年記念講演		
第1部		
防災行政の展開と共済への期待		7
	東京建物株式会社専務執行役員・元復興庁事務次官 加藤 久喜 氏	
第2部		
地方創生とセーフティネット		20
	公益財団法人京都文化財団理事長・元全国知事会会長 山田 啓二 氏	
会員の声		30
機構の動き		
会員状況・被災報告		31
INFORMATION（機構からのお知らせ）		
規程改正・令和4年度の会議予定 等		32



表紙写真：新潟県上越市「港町特定公共賃貸住宅」
・建設年度：平成14年
・構造：耐火14階建て
・延床面積：3,863.76㎡

本文30ページでは上越市からお寄せいただいた「会員の声」をご紹介します。上越市が行った港町特定公共賃貸住宅のリフォーム事業についても掲載しておりますので、ぜひご一読ください。



就任の御挨拶

理事長 麦島 健志

会員及び関係団体の皆様には平素より当機構の業務運営に格段の御高配を賜り、誠に有難うございます。

今般、3月30日の理事会において選定いただき、理事長に就任いたしました。専務理事を務めておりました間に皆様からいただいた御指導等も踏まえ、当機構の厳正かつ適切な運営に全力を傾注する所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

当機構は昭和25年の設立以来、会員各位の御支援のもと地方公共団体相互の救済事業を実施し、平成25年には、公益社団法人へ移行いたしました。そして創立70周年を経て、今新たな取組の出発点を迎えているところです。

令和4年度事業計画においても、昨年の70周年記念フォーラムにおいて再認識された共助の理念を踏まえつつ、会員の皆様と機構、そして会員の皆様相互のコミュニケーションが充実するよう、ネットワークの強化を進めることとしており、事業の着実な進展に向け、共済システムの一層の強化に取り組んでまいります。

火災被害の大規模化、自然災害の激甚化などの状況の中、今まで以上に安心の確保、維持に向けた努力が求められていると認識しております。

当機構といたしましては、今後とも、安定した経営の下、公営住宅等公的賃貸住宅に入居されている方々の安全安心の実現のため、制度の一層の充実、会員の皆様へのサービスの向上に努めてまいります。

改めて、皆様の今後の一層の御支援をお願い申し上げます。

令和3年度臨時総会及び第2回定例理事会報告

令和4年3月30日(水)、東京都千代田区平河町「ルポール麹町」において、令和3年度臨時総会及び第2回定例理事会を開催いたしました。

1. 臨時総会(開会:13時)

公益社団法人全国公営住宅火災共済機構定款の一部改正及び令和2年8月の定時総会において選任された役員の辞任により後任の役員の選任を行うため、臨時総会が招集されました。

会員総数692団体中、16団体の出席、委任状提出384団体及び議決権の行使に関する書面表決書の提出184団体の合計584団体で会員総数692の過半数に達し、定款第16条の規定により有効に成立いたしました。

野村理事長の開会挨拶に続いて、総務省自治財政局財政課総務室長の西川様、全国知事会事務総長の古尾谷様からご挨拶があったのち、三重県津市の前葉市長が議長に選出され、すべて原案どおりに可決されました。

また、野村理事長から令和3年度臨時総会をもって当機構理事を辞任する旨の表明がありました。

【審議事項及び議決事項】

- 第1号議案 公益社団法人全国公営住宅火災共済機構定款改正の件
- 第2号議案 補欠の役員の選任の件

(閉会:13時30分)



臨時総会の様子



野村理事長



総務省自治財政局財政課
西川総務室長



全国知事会
古尾谷事務総長

■補欠の役員の選任について

令和3年度臨時総会において、辞任した3名の理事の後任の理事が選任されました。

	団体・役職	氏名
理事	三重県 津市長	前葉 泰幸
理事	宮崎県 日向市長	十屋 幸平
理事	公益社団法人 全国公営住宅火災共済機構	福田 由貴

任期:令和4年度定時総会終結時まで

[新任役員]



<理事>前葉 泰幸氏



<理事>十屋 幸平氏



<理事>福田 由貴氏

2. 第2回定例理事会(開会: 13時40分)

理事及び監事が出席(14名)し、以下の事項について審議及び報告が行われました。議案については審議の結果すべて原案どおりに可決されました。

(1) 議案

- ① 代表理事(理事長)及び業務執行理事(専務理事)の選定について
- ② 令和4年度事業計画について
- ③ 令和4年度収支予算について
- ④ 公益社団法人全国公営住宅火災共済機構総会運営規程及び公益社団法人全国公営住宅火災共済機構運営協議会運営規程の改正について
- ⑤ 元本保証のない金融商品の運用の額の範囲の変更について
- ⑥ 公益社団法人全国公営住宅火災共済機構責任準備金等の積立て及び取崩し等に関する規程の改正について
- ⑦ 公益社団法人全国公営住宅火災共済機構給与規程の改正について
- ⑧ 役員等改選に伴う候補者の選任方法について
- ⑨ 常勤顧問の推薦について



第2回定例理事会の様子

(2) 報告事項

- ① 公益社団法人全国公営住宅火災共済機構財産管理規程第3条第3項に基づく元本保証のない金融商品の運用報告について
- ② 令和3年度上半期代表理事等職務執行状況報告(令和3年4月～令和3年9月期)

(閉会: 15時00分)

新専務理事 就任の御挨拶

専務理事 福田 由貴

会員及び関係団体の皆様には、平素より当機構の業務運営に格段の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、3月30日の総会及び理事会において選任・選定いただき、専務理事に就任いたしました。麦島理事長の下、機構の適切な業務執行に努めてまいりますので、皆様の御指導、御鞭撻のほどお願い申し上げます。

当機構の70年史でも御紹介していますが、機構に御連絡いただく近年の公営住宅の被災件数は、火災についてはほぼ横ばい、自然災害については増加しております。また、被災1件当たりの被害金額は、以前と比べて増加しています。

社会のセーフティネットとしての公営住宅の整備、管理に日々御尽力される会員の皆様には、火災や自然災害への対応に一層の御苦勞があることと拝察いたします。当機構の事業が、会員の皆様により全国で取り組まれている公営住宅管理の一助となるよう、今後とも努力してまいります。

また、機構がより良いサービスを提供していくためにも、公営住宅を管理している皆様の声をお聞かせいただきたいと考えております。今後、会員の皆様をお訪ねするなど様々な機会があるかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

皆様の機構に対するこれまでの御助力に感謝申し上げますとともに、引き続きの御支援をお願いいたします。

令和4年度事業計画及び収支予算について

令和4年度の事業計画は、令和3年度に実施した70周年記念フォーラムにおいて再確認された共助の理念を踏まえ、会員の結束に向けてコミュニケーションを充実させ、共済事業の強化に取り組み、事業を着実に進展させる内容となっています。そのため、令和4年度収支予算では、火災共済掛金、資産運用益の増額を見込むとともに、会議やセミナーの統合再編や会議内容等の見直し、業務処理システムの強化を目指したものとされています。

今後も火災及び自然災害の発生動向を注視しながら、業務の効率化、管理費の一層の適正化に努め、令和3年度に引き続き、収支均衡の達成を目指してまいります。

【事業計画】

当機構は、昭和25年以来、地方公共団体相互の救済事業を実施し、創立70周年を経て新たな取り組みの出発点を迎えている。令和4年度においては、昨年の記念フォーラムにおいて再確認された共助の理念を踏まえ、会員の結束に向けてコミュニケーションを充実させる等、共済システムの一層の強化に取り組み、事業を着実に進展させる。

1 住宅火災共済事業

(1)火災共済委託契約

- ・火災共済掛金収入を11億7,500万円と見込む。
- ・「共済拡大推進室」において引き続き、付保率向上、未加入住宅等の加入促進及び新規の市町村会員の確保を図ることとし、付保率65%未満の解消、契約戸数91万戸及び会員数705を目指す。
- ・会員相互のコミュニケーションネットワークを構築し、機構の相互救済システムの強化につなげる。(6 参照)

(2)火災共済給付金

- ・支払額を火災共済給付金4億5,100万円、特定給付金2,000万円と見込む。
- ・大規模火災の発生が増加していることから、会員の協力のもと現地調査等により、被災状況等を確認し、被害が大規模となった原因等について調査分析を行う。
- ・火災の発生抑止と被害額の軽減のため、住宅防火補助事業について、機器等の設置から防火活動支援事業への重点化を進め、その利用を促進する。(5 参照)

2 復興建築助成事業

支払額を6,100万円と見込む。

3 住宅災害見舞金交付事業

- ・支払額を2億500万円と見込む。
- ・住宅災害見舞金交付事業については、引き続き住宅災害復旧に係る国庫補助の実態調査の分析等を行い、国庫補助と役割を分担しながら住宅災害見舞金制度のあり方の検討を行う。

4 事業経費の推計

(1)令和4年度収支予算のもととなる事業経費の推計は次表のとおりである。

表 令和4年度発生災に対する事業経費の推計

(単位:百万円)

区 分	当年度発生災 支出額(A)	支払備金 当期積立額(B)	当年度発生災に 対する経費(A+B)
火災共済給付金 (特定給付金含む)	49 【47】	348 【337】	397 【384】
復興建築助成金	7 【7】	75 【65】	82 【72】
住宅災害見舞金	44 【56】	106 【94】	150 【150】
合 計	100 【110】	529 【496】	629 【606】

(注)括弧内は令和3年度発生災に対する事業経費(予算ベース)

(2)事業経費の月次把握

支払備金管理システムによる月次報告を活用して、年度半期において、それまでの発生状況をとりまとめ、会員に情報提供を行うとともに、その分析や決算見通しを次年度の予算編成等につなげる。

5 住宅防火補助事業

- ・住宅防火補助事業について、防火活動支援事業の活用促進を図るとともに、補助メニューの重点化を図る。
- ・防火活動支援事業の要件を緩和し、その内容を盛り込んだ令和4年度住宅防火補助要綱を会員に提供するとともに、大規模火災事故発生事案を多く抱える会員等に対し重点的に事業の周知を行うなど、会員による先進的な防火の取組を積極的に支援する。
- ・補助品目について、令和5年度より、防火対策としての効果等が高いものに重点化する検討を行う。
- ・支払額を1億円とする。

6 コミュニケーションネットワークの構築

70周年記念フォーラムで再確認された共助の理念を会員相互で共有するとともに、機構がその取組を支援するため、コミュニケーションネットワークの構築に向け以下の取組を実施する。

- ・総会及び運営協議会の議長及び副議長については、機関化することにより、これら会議の活性化を図るとともに、定期的に常勤役員との意見交換の場を設け、会員コミュニケーションの一層の活性化を目指す。
- ・会員相互や会員と事務局相互のコミュニケーションを深めるため、業務連絡会議及び防火防災セミナーを再編し、地方フォーラムを実施する。地方フォーラムでは、役員、運営審議員等の参加を得、会員をはじめとする地方公共団体に対して防火防災、まちづくり、住宅行政等の有益な情報提供や意見交換を行うとともに、機構の経営課題等について活発な意見交換を行う。
- ・70周年記念フォーラムで展示したパネルの情報や70年史の編纂のために収集した資料を含め、機構の経営状況に関する情報を機構のホームページや機関誌「全住済業務季報」を通じ公開していく。
- ・役職員による都道府県及び市町村への訪問、都道府県主催の管理担当者会議等への職員の

派遣等を通じ、「会員の声」を直接聴取する機会の確保に努める。

7 調査研究事業

再調達価額算定のための標準単価設定に係る調査を行うとともに、被害概算額の的確な把握に向け、修復時における特殊な経費の把握や大規模な洪水による水損等の被害額のよりの的確な把握などについて調査を進める。

8 業務処理システムの計画的な改修

基幹システム、オンライン申請システム等に関し、セキュリティの確保、会員サービスの向上、円滑な業務遂行、経費節減等の観点から、OSのサポート終了に伴うサーバーの更新などのシステムの計画的な改修を行うとともに、基幹システムとオンライン申請システムの早期統合のための検討を行う。

9 資産運用

(1) 金融資産の運用

低金利の状況や比較的高利回りの地方債の満期償還が続き、今後、これらによる運用益の減少が見込まれる中で、会員へのサービス水準を低下させないよう一定の運用益を確保するため、地方債や事業債による運用に加え、財産管理規程に基づく理事会の厳格な監督の下、私募リートによる積極的な運用を行う。

(2) 建物賃貸事業

賃貸物件については、令和5年2月からの賃料の引上げにより収益の確保を図るとともに、法令等に基づき計算した収益の50%を公益目的事業実施の財源に充てる。

10 危機管理対応

新型コロナウイルス感染の拡大等を踏まえ、会員へのサービス水準を維持するため、業務のデジタル化等により、テレワークの環境整備等を推進する。

[収支予算]

収支予算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1.経常増減の部				
(1)経常収益				
①火災共済掛金				
火災共済掛金	1,175,000,000	1,160,000,000	15,000,000	
火災共済掛金合計	1,175,000,000	1,160,000,000	15,000,000	
②共済契約準備金戻入額				
普通責任準備金戻入額	0	0	0	
共済契約準備金戻入額合計	0	0	0	
③建物管理収益				
賃貸料	65,170,000	64,780,000	390,000	
建物管理収益合計	65,170,000	64,780,000	390,000	
④特定資産運用益				
特定資産運用益	39,310,000	37,450,000	1,860,000	
特定資産運用益合計	39,310,000	37,450,000	1,860,000	
⑤雑収益				
受取利息	10,000	10,000	0	
有価証券運用益	6,790,000	6,790,000	0	
担当者会議受取会費	100,000	0	100,000	
その他雑収益	340,000	340,000	0	
雑収益合計	7,240,000	7,140,000	100,000	
経常収益合計	1,286,720,000	1,269,370,000	17,350,000	
(2)経常費用				
①事業費				
共済事業費	837,000,000	788,000,000	49,000,000	
共済契約準備金繰入額	9,500,000	39,000,000	△ 29,500,000	
人件費	121,940,000	124,790,000	△ 2,850,000	
その他事業費	146,860,000	136,100,000	10,760,000	
事業費合計	1,115,300,000	1,087,890,000	27,410,000	
②管理費				
人件費	130,440,000	132,510,000	△ 2,070,000	
その他管理費	35,130,000	43,220,000	△ 8,090,000	
管理費合計	165,570,000	175,730,000	△ 10,160,000	
経常費用合計	1,280,870,000	1,263,620,000	17,250,000	
評価損益等調整前当期経常増減額	5,850,000	5,750,000	100,000	
特定資産評価損益等	0	0	0	
有価証券評価損益等	0	0	0	
当期経常増減額	5,850,000	5,750,000	100,000	
2.経常外増減の部				
(1)経常外収益				
経常外収益合計	0	0	0	
(2)経常外費用				
経常外費用合計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
税引前当期一般正味財産増減額	5,850,000	5,750,000	100,000	
法人税、住民税及び事業税	5,200,000	5,450,000	△ 250,000	
法人税等調整額	△ 50,000	△ 80,000	30,000	
当期一般正味財産増減額	700,000	380,000	320,000	
一般正味財産期首残高	1,479,716,316	1,479,336,316	380,000	※ 1
一般正味財産期末残高	1,480,416,316	1,479,716,316	700,000	
II 正味財産期末残高	1,480,416,316	1,479,716,316	700,000	

※ 1 一般正味財産期首残高は、前期予算の一般正味財産期末残高である。

70周年記念講演



当機構は令和2年3月31日に創立70周年を迎え、令和3年11月10日に70周年記念フォーラムを開催しました。フォーラムでは講師2名をお招きし、記念講演を行いました。講演内容を掲載しますので、ご覧ください。

第1部「防災行政の展開と共済への期待」

加藤久喜氏（東京建物株式会社専務執行役員・元復興庁事務次官）



皆さん、こんにちは。ただいまご紹介いただきました東京建物で専務をしております加藤と申します。私は昭和58年に建設省に入りまして、それからいろいろな仕事をしたのですが、最終的には防災・復興の仕事を7～8年させていただいて退官いたしました。きょうのご挨拶の中にもございましたが、災害が頻発化、そして激甚化している中で、政府もいたずらに手をこまねいているわけではなく、災害のたびにそれに適応して制度の見直しをしながら、バージョンアップをして次の災



害に備えるという形で取り組んでまいりました。その間の動きを私の体験も交えながらご紹介させていただきたいと思います。

これから映します資料は関係の省庁からいただいたので公式の資料ですが、しゃべる話は私の体験なので、私見だということで、そこは十分ご理解のうえ話を聞いていただけたらと思います。

まず、最近の災害が頻発化・激甚化しているわけですが、その状況について少しお話ししたいと思います。

最近の主な自然災害について②

災害名	主な事象	人的被害(人)		住家被害(棟)			備考
		死者・行方不明者	負傷者	全壊	半壊	床上浸水	
平成22年7月豪雨 (平成20年6月1日～7月8日)	新幹線や高層ビル等の影響により、日本付近に環状台風が通過した結果が顕著な被害を、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的大雨となった。河川の氾濫、家屋、主要道路被害が甚大。死者、行方不明者が多数となる最大災害となり、また、全国各地で洪水や電気の停電等が広範囲に被害が発生したほか、数度の暴風雨や交通機関が被害を受けた。	271	449	6,183	11,342	6,902	- 熊野川川の流域災害 - 防災支援チーム実施
令和元年台風19号 (令和元年10月10日～13日)	13日19時に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸、関東地方を通過し、12日早朝に東北地方の東海上に上陸した。台風本体の発達、上陸や発達した台風本体の影響で、静岡県や岐阜県、関東甲信地方、東北地方を中心に広い範囲で記録的大雨となった。	108	375	3,228	26,107	7,824	- 災害対応体制の持続性の検討開始 - 流域治水理念の表明
令和2年7月豪雨 (令和2年7月23日～24日)	7月23日から14日までの総降水量が、年間最大降水量の多い記録となる地点が複数発生した。九州地方を中心に、西日本から東日本の広範囲にわたる長期間の大雨となった。特に九州北部地方では、48時間降水量がこれまでで観測史上最大となる記録を記録するなど、複数の地点で観測記録を更新した。 この記録的な大雨に加え、4日連続的に熊本県、鹿児島県の2県に、6日連続的に福岡県、佐賀県、長門県の3県に、8日連続的に岐阜県に、同日連続的に長野県において、大雨特別警戒が発表された。	98	80	1,820	4,509	1,850	- 熊野川川道等の改定 ハザードマップ計画拡大 - 気候変動を踏まえた治水計画の創設 - 災害対策基本法の改正 避難体制の見直し おそれ未断

・ 昭和22年8月九州・台湾一帯に記録的大雨の被害。
 ・ 昭和24年8月伊勢湾台風。一帯に記録的大雨の被害。

表になっていますが、欄外に2つ災害を書いています。特に水害関係に携わっている者にとって忘れられない2つの災害でございます。

1つ目は昭和22年に来たカスリーン台風です。関東地方の方はご案内かもしれませんが、昭和24年に水防法というのができるのですけれども、これの契機となりました水害です。特徴は荒川と利根川が決壊したということでございます。ご案内の方も多いと思いますが、昔、利根川と荒川は合流して東京湾に注いでおりました。これを江戸時代、東に東にということでも利根川は東遷して銚子のほうに流れが変わっているわけですが、決壊したときは元の川筋を東京まで水が下った災害でございます。これは典型的な雨台風で、上陸はしていないのですけれども、栃木や群馬にたくさんの雨を降らせまして、甚大な人的な被害が出たということで、それ以降、荒川、利根川の整備をする者にとっては、これをベースにするというような災害でございます。

もう一つは、皆さんご案内の伊勢湾台風です。典型的な風台風で、非公式のものも入れまして記録されている中では4番目に大きな台風で、和歌山県の潮岬に929hPaの大ききで上陸しました。三重、愛知に多大な被害をもたらした、5,000名を超える方が亡くなりました。

この災害は、昭和36年にできた災害対策基本法の契機となったものです。このときにさまざまな災害関係の法律を一本化して、災対法ができたということでございます。

最近の主な自然災害について①

災害名	主な事象	人的被害(人)		住家被害(棟)			備考
		死者・行方不明者	負傷者	全壊	半壊	床上浸水	
阪神・淡路大震災 (平成7年1月17日)	最大震度7 西日本地域の地震では未曾有の大災害。近・地方自治体を通じて防災対策のターニングポイントとなり、様々な防災対策の整備・強化が図られた。	6,837	45,792	104,808	144,274	—	- 緊急参集体制の整備
東日本大震災 (平成23年3月11日)	最大震度9 東日本より、前半、宮城県及び福島県を軸とする東日本巨震を中心とした、最大規模の地震。	22,303	6,242	122,006	261,750	1,468	- 災害対策基本法の改正
平成27年6月関東・東北豪雨 (平成27年6月10日～11日)	・ 台風18号が8月24日19時頃に愛知県西尾市付近に上陸し、西日本を通過し、同日19時に千葉県千葉市付近に上陸した。 ・ 台風18号が通過する中で、西日本から北日本にかけての広い範囲で大雨となり、特に23日から24日にかけては、群馬県や栃木県を中心に記録的な大雨となった。特に24日午後17時の時点で、群馬県が1日最大の記録となる大雨となった。また、群馬県や栃木県を中心に記録的な大雨となった。また、群馬県、栃木県に大雨特別警戒が発表された。	20	62	81	7,090	2,853	- 防災理念の導入 プッシュ型支援制度化 広域避難の導入 大規模災害復旧法制定 大規模災害対策の充実
平成28年(2016年)7月豪雨 (平成28年4月14日、18日)	最大震度7 平成28年4月14日18時25分 平成28年4月18日18時25分 最大震度7	273	2,808	6,667	34,719	—	- 防災支援チーム創設
平成29年台風第10号 (平成29年8月28日～9月1日)	・ 台風19号は、8月24日19時に関東地方に上陸し、同日19時に千葉県千葉市付近に上陸した。その後、北上し、東北地方を通過して日本海に上陸する暴風雨となった。11日に災害対策本部が設置された。また、11日に災害対策本部が設置された。また、11日に災害対策本部が設置された。	28	14	518	2,281	279	- プッシュ型支援の充実 - 防災支援チーム創設

戻りまして、私は58年の入省ですので、表に示した災害は私の入省以降の災害でございます。

1つ目は阪神・淡路大震災でございます。西日本を襲った地震では未曾有ということで、特に災害対策のターニングポイントになりました。また、ボランティア元年ということも言われていますが、そのときの反省を踏まえてされたのが緊急参集体制の整備ということでございます。

備考欄の体制の整備等は後でまた詳しくご紹介しますが、私はこのとき都市計画課の補佐をしておりました。朝、官舎を出るときテレビに神戸の火事の映像が出ていて、地震で火事なんだなと思いましたけれども、こんなに大きな災害だとは思いませんでした。役所に出てしばらくすると、新しい法律をつくるということで即座に法案準備室のメンバーに入れられてまして、2週間ぐらい眠れない日を過ごしました。関西、特に神戸は地震がないと言われていましたので、これが起きたことで、どこでも地震は起きるのだなということを感じさせられました。

次は東日本大震災でございます。最大震度7ですが、岩手、宮城、福島をはじめとする東北の地域に甚大な被害が発生いたしました。この災害は広域災害でございまして、通常の災害であれば市町村、あるいは大きくても県で対応がとどまるわけですが、これは県を越えて対応を迫られたということと、発災当時に通信等が途絶をして、状況がわからない中で、政府の対応もなかなか前に進むことができなかったということでございます。

このとき私は国交省で環境の課長をしていまし

たが、当時、瓦礫の処理は国交省だとみんなが思っていました。実は環境省が担当なんですけど、そうではないということをきちんと説明して、もちろん連携して取り組むんですけども、そういうお話をしたり除染の対応——当然、原発は被災することを想定していませんので、各省の対応部局はなく、窓口課が担当としていろいろな作業をしたり、節電の対応をさせられたといったことが記憶に残っています。大きな地震としてはこの2つが挙げられると思います。

次は平成27年、鬼怒川で起きた災害でございます。これは私が防災担当の統括官になって最初に関わった大きな災害でございます。いろいろ書いてございますが、線状降水帯が栃木や群馬に停滞し、鬼怒川が決壊いたしました。前職で、私は河川の関係におりまして、小さな河川が切れるときは、皆さんに情報が伝わらなくて逃げ遅れるんだということを散々言っておりました。ただ、鬼怒川は直轄河川で代表的な河川ですので、担当の事務所からホットラインで首長に連絡がいくわけです。ですから当然、皆さん逃げていらっしゃると思っていたのですが、次の朝テレビを見ると、常総市のあたりで家が水に浸かって自衛隊がホイストで皆さんを救助している。いかに一生懸命伝えても、皆さん避難をされないんだと身をもって感じました。

それから右側の備考欄に5つほど書いていますが、これは関東・東北豪雨ではなくて上の東日本大震災の関係です。備考欄の横線の引き間違いです。すみません。それまで災対法というのは「防災」、災害を防ぐという概念でやってきたわけですが、大災害は防ぐことができないとしても災害を減じるんだという「減災」の概念を、基本理念の中に初めて明らかにしております。また、支援がなかなかうまくいかなかったということで、プッシュ型の支援ということを制度化し、あるいは県をまたいだ広域の避難ということを導入したり、大規模な災害が起きた場合の復興の法律や応急対策の制度改正を行っています。

その次が熊本地震でございます。私はずいぶん前に熊本県庁に出向してまして、「水害はあるけ

れども地震はない」ということを売りに企業誘致していたのですが、熊本に地震が発生してしまったということでございます。ポイントは、14日に震度7、16日に震度7と2つ書いていますが、通常、地震というのは本震が起きて次に余震が来てだんだん小さくなるというのが常識でした。この時は14日に起きた2日後に震度7の地震が来たということで、これまた想定外の事態でございました。

皆さん災害備蓄をされていると思いますが、通常3日間備蓄をされています。14日に(地震が)起きて、備蓄していたものを皆さんに供給して、それから3日して備蓄がなくなる状況でまた地震が起きました。避難所も開設されていて、概ね10万人の方が避難されているという情報が入りました。東日本大震災のときに法律を改正して、プッシュ型支援という制度をつくりました。使ってははませんでしたけれども、このときに10万人いらっしゃって、3日間で3食、 $10 \times 3 \times 3$ ということで90万、ということで約100万食初めてプッシュ型の支援を実施いたしました。

後でご紹介しますが、甚大な災害では、通常、総理をヘッドに対策会議が開かれて、その後の個別の施策は各省がそれぞれ関係のところで行います。しかし、それではなかなか横の連携がとれないということで、被災者支援チームというのを各省連携、横串でつくって対応に当たるということを熊本地震のときに始めております。

それから、地球温暖化がきていると感じたのは、その次にあります台風10号です。九州から本州に向けて東に曲がるのが台風の通常のコースです。気象庁が1951年からずっと記録をとっていましたが、これは初めて東北の、しかも東側から西に入ったということで、通常的气象状況とは違うことが起きています。これに先駆けて北海道に3つ台風が上陸しておりまして、地球温暖化の影響は確実に起きているんだなということを感じました。

最近の主な自然災害について②

災害名	主な事象	人的被害(人)		住家被害(棟)			備考
		死者・行方不明者	負傷者	全壊	半壊	床上浸水	
平成30年7月豪雨 (平成30年6月21日～7月8日)	豪雨や台風による影響により、日本付近に強風や豪雨に誘った台風が伊豆半島に上陸し、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となった。河川の氾濫、家屋被害、主要道路閉塞が相次ぎ、死者、行方不明者が多数となる甚大な災害となり、また、全国各地で洪水や電線の中断等ライフラインの被害が相次ぎ、甚大な被害の発生が確認された。	271	449	6,183	11,342	6,902	- 熊野川の流域災害 - 熊谷巻土層サーム実施
令和元年東日本台風 (令和元年10月10日～13日)	13日1時頃に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸、関東地方を通過し、12日早朝に東北地方の東海上に上陸した。熊本県の奄美、土佐県や福岡県の奄美半島の東部で、静岡県の新島、飯沼半島地方、東北地方を中心に広い範囲で記録的な大雨となった。	108	375	3,328	26,107	7,824	- 気候変動対応の枠組みの検討開始 - 流域治水理念の表明
令和2年7月豪雨 (令和2年7月23日～24日)	7月23日から24日までの記録的な豪雨、東海・甲信濃の多くを記録した。九州地方を中心に、熊本から東日本の広範囲にわたる長期の大雨となった。特に九州北部地方では、48時間雨量がこれまでの観測記録の1.4倍以上の雨量を記録するなど、極めて大きな被害が相次いだ。この記録的な大雨により、4日連続的に熊本県、鹿児島県の2県に、6日連続的に福岡県、佐賀県、長門県の3県に、8日連続的に岐阜県に、同日連続的に長野県において、大雨特別警戒が発表された。	98	80	1,820	4,509	1,650	- 熊野川治水等の改正 ハザードマップ対策拡大 - 気候変動を踏まえた治水計画の創設 - 災害対策基本法の改正 避難行動の見直し 対策本部

・ 昭和22年8月九州台風→昭和28年水防法の制定。
・ 昭和24年8月伊豆半島台風→昭和28年災害対策基本法の制定。

ここからは広域の災害になりますが、1つ目は平成30年にありました西日本豪雨でございます。それまでの災害は、大きな河川ですとその河川だけということですが、この時は広島、岡山、四国の各県、あらゆるところで河川の氾濫が起こっておりまして。先ほどの東日本大震災は広域の地震でしたけれども、河川災害でも広域で起こり得るということでございます。死者・行方不明者が271名で、昭和57年にあった長崎の大水害の後、平成で一番ひどかった災害と言われております。

次の年には西から東に移りまして、東日本台風でございます。これは伊豆半島に上陸して関東を通過し、特に東北地方、福島県と宮城県に甚大な被害をもたらしました。

さすがにこの2つ広域の災害がありましたので、河川整備の考え方も気候変動の対応の枠組みをしっかりと踏まえなければいけないということで検討が開始されました。しかも、河川行政なり治水の側だけで全部守りきれないわけではないということで、流域全体でしっかりと食い止めなければいけないんだということで「流域治水」ということを表明いたしました。

併せてこのときに明らかになったのは、河川施設がしっかり機能したということでございます。1つは、狩野川台風と同様の雨が降ったわけですが、狩野川の放水路のおかげでこの周辺で大きな被害は出ませんでした。もう一つは八ッ場ダムです。私は以前関東地方整備局にいましたが、八ッ場ダムの建設がずっと中止になっていて、何とか動かさなきゃいけないと、この時いろいろ対応

していたわけですが、何とかこの台風にギリギリ間に合いました。実は本格運用ではなく試験湛水を始めたばかりということで、逆に言えば、本来たまる水もたまっていなかったもので、通常よりかなり水をためることができました。2日で容量はいっぱいになってしまいましたが、施設がしっかり働いて、荒川なり利根川は、上のほうで少し切れていますけれども、東京に及ぶような大被害はありませんでした。

その次が令和2年、熊本豪雨と呼ばれていますけれども、九州の北部地方ではこれまでの48時間最大降雨の1.4倍の雨ということで、熊本で球磨川が決壊し、人吉の盆地が水に浸かっています。これを受けてハザードマップの拡大や気候変動を踏まえた治水計画の策定、避難の情報の出し方の見直し、災害のおそれがある段階で本部をつくる、「おそれ本部」と我々は呼んでおりましたが、そういうことを始めたのがこの災害でございます。

このように、最初のページのほうは「まさかこんなことが」ということが続いたわけですが、後ろの3つの災害は非常に大きくて大変ですが、いよいよ来たかという意味で想定外ではなかった。けれども、来てほしくないものが来てしまったというのが現実でございます。これを踏まえてどのような対策をするべきか、それぞれの段階で考えてきているという状況をお話しさせていただきました。

それではどのような対応を図ってきたかというのを次から具体的にご紹介させていただきます。

まず、地震のほうからお話しさせていただきます。対応の方向としては、災害の状況がわからなくてもより迅速に対応するというのと、1つのエリアだけでは対応できない場合に、広域に対応することがあげられます。

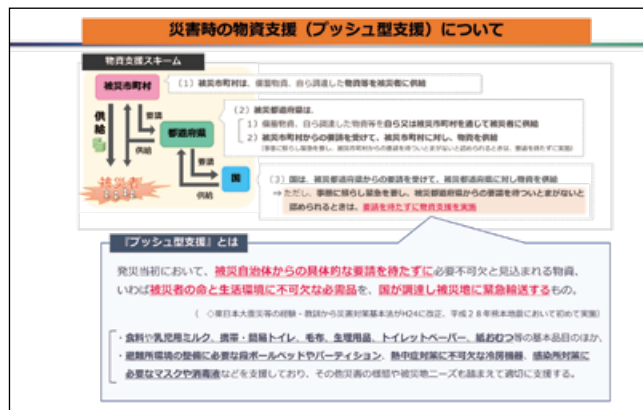


阪神・淡路大震災のとき政府が即座に対応できなかったということで、その後、緊急参集チームというもの整備されました。政府全体では危機管理監が災害全体を見ているわけですが、その下に自然災害対応のチームができて、そこで参集がかかります。緊急参集チームとして「関係省庁の局長級」とありますが、私もこのメンバーに入っていました。私のほかに警察の警備局長とか消防庁の次長とか自衛隊の局長級の方とか、初動対応をするようなメンバーが全部入って、発災したら30分で官邸に集まらなければいけません。ですから官邸から2キロ圏内に官舎が割り当てられて、そこに単身赴任なり、家族で転居してこられる方もありますけれども、基本的には官邸の近隣から出られません。そして皆さん地震が起きると30分で駆けつけます。例えば熊本の地震ですと、発生したのは夜の10時とか、もう一つは夜の1時です。タクシーもつかまりませんが、そのときは電動自転車が配給されていて、皆さん電動自転車で駆けつけて災害対応をしています。

そこにヘリコプターなどから情報が入って、あとは関係省庁から次々と情報が入ります。30分で集まって、どういう状況かということ判断して、政府の最初の会見の準備をします。集まって直ちに資料をそろえるのですが、私がやったときはすぐに大臣が来られるので我々は結構焦りました。

いずれにしても、素早く災害の情報を集めて、非常に大きな災害であれば緊急災害対策本部、(今まで法令上つくられたのは東日本だけですが、法令には則っていませんけれども阪神・淡路でもつく

られたので、2回、緊急本部というの)ができます。熊本地震とか西日本地震は、その次のクラスの非常対策本部を設置しました。災害が発生した段階でどうするかを決めて、それに応じた態勢を組んで、それぞれ現地に入っていくという形になっています。



それから物資の支援ですけれども、当然備蓄はありますので、通常は被災された市町村が被災者に配って、足りない場合は県に要請して持ってきてもらって配ります。それもかなわない場合は国に要請するのですが、通信途絶したりして何が要るかわからない状況になる時があります。その場合は要請を待たずに物資を送るということで、私が熊本で対応したときは、16日の発災のときに準備を始めて、100万食を送りました。

その下に書いてありますが、食料のほかに心配なのはトイレですね。それから生理用品がないこともございますので、そのあたりのものをしっかり送ることにしています。

それから、熊本地震の後は避難所の環境ということで段ボールベッドを配り始めました。床にじかに寝ますとごみも漂っていますし、寝床が少し高くなると健康上もいい。高齢の方だと寝起きがしやすいということで、段ボールベッドを避難所に送るようにしています。

それから、熱中症対策に不可欠なものにクーラーがあります。熊本地震は4月の終わりぐらいに起こりましたが、熊本は暑いんです。盆地ですごく暑くて、避難所の体育館とかはもともと冷暖房があ

りませんから、このままでは熱中症になるのではないかということで、それまで災害救助法で支援していなかったクーラーなどを、この際だということで借りたり買ったりして、このときから送るような形をとっています。

また、先ほどもお話がございましたコロナの状況になっていますので、最近はマスクや消毒液などを支援するというので、あらかじめいろいろなりリストを準備しています。その中から、支援をするプッシュ型支援を進めております。



次に被災者生活支援チームについて説明します。法律の立て付けは、左側にある災対本部で防災担当大臣が関係の局長を集めて会議をすることになっていましたが、安倍内閣の金看板は危機管理、災害対応ですので、総理が出てこられて本部長をして、本部長は関係閣僚の皆さんです。非常に格の高い会議で取り組むのですけれども、物を支援するとかどういう制度を変えるかというのは、結局、局長以下のレベルでやらないと回りません。支援チームは官房副長官がトップで各省事務次官という構成になっていますが、これは最初と最後までいしかやっていないで、実際の動きは官房副長官室に副長官と防災担当大臣の2人が座られまして、その周りに関係する局長を全部集めて、すぐ指示を出す。縦割りもないんです。そこで横の局長と相談しろと言われて、何をするか即断即決して、熊本地震のときには対応しました。

西日本豪雨のときも、同じような対応で被災者の支援をきめ細かに迅速にするということで、東

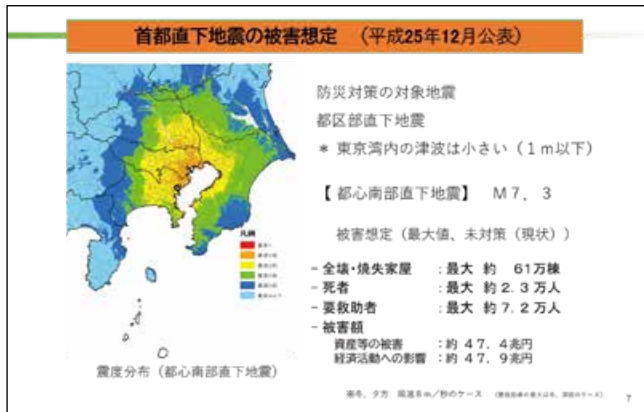
日本の教訓を踏まえて、それ以降の災害では被災者支援チームというのを作って災害の対応をしております。



次に地震ですけれども、これが今、日本で想定されている地震でございます。よく言われますのは、南海トラフと首都直下は30年以内に7割の発生確率ですが、それぞれ違います。専門の方もいらしていてなかなか話しにくいですが、トラフ型の地震は千島海溝、日本海溝と、南海トラフというのがあります。特に、南海トラフの地帯は3つありまして、連動するかどうかは別にして100年ないしは150年の間に必ずトラフがはね上がりますので、これは必ず来ます。終戦直後に1度割れてそれから70~80年たっていますので、そろそろ来てもおかしくない。西日本と九州に及ぶ広域災害になる可能性があるということでございます。

直下型の地震としては首都直下と中部・近畿の直下があります。関東大震災がまた来るという話がありますが、関東大震災は相模トラフというのがはね上がった地震で、東京もひどかったけれども、鎌倉や横浜も甚大な被害を受けました。これもトラフ型ということで、起きるのは200年から400年に1回と言われておまして、可能性としてはかなり低いです。0~6%程度ですけれども、大体、この地震が起きる前にマグニチュード7のクラスの地震が起きています。これが東京でも起きると言われている首都直下地震です。よく被害想定をご覧になると思いますが、あれはいくつもあるパターンの中の1つです。首都のどこで起きるか

わからないけれども、南関東で30年以内に7割くらい起きると言われています。

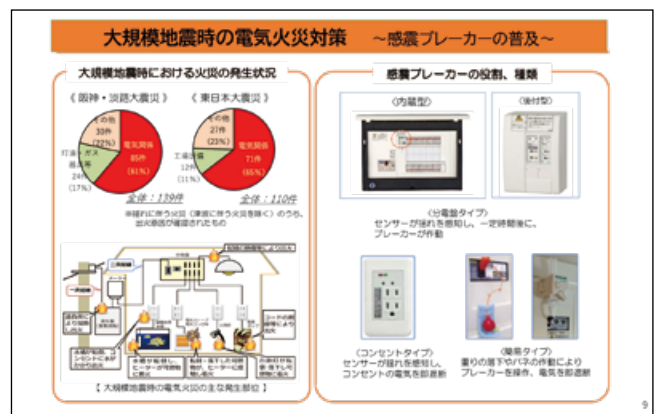


被害想定は南海トラフと首都直下と両方ありますが、きょうは火災の関係に話をつなげるために首都直下のほうの話をさせていただきます。これは平成25年に公表された被害想定ですが、一番被害の大きい都区部直下地震を想定しております。プレート内や活断層、エリアも立川だったり千葉だったり大宮だったり、いろいろなところで想定した中で被害が一番大きいものに対策を立てておけば大丈夫かなということで作ったのが、この想定です。

きょうの新聞に出ていましたけれども、策定後10年たってこの想定を見直すことになっているようです。このときの想定としては、東京湾の中ですので津波の規模は小さくて1mぐらいです。南海トラフの想定ですと10m以上が80ぐらいの市町村で観測される想定ですが、首都直下の場合はこれくらい小さい。ただ、大都市部でございますので、全壊・焼失家屋が61万、死者が2万3,000人。それから住宅やビルの下に埋まって救助の必要な方が7万2,000人位いらっしやると想定されています。被害総額としては47兆円、経済活動への影響としても47兆円ぐらいの想定になっております。ちなみに南海トラフですと、非常に大規模な地域でございますので、240万棟で全壊、焼失、死者が32万人という想定になっております。かなり大規模ですけれども、今回は首都直下の地震で説明させていただきますしたいと思います。



この地震が起きたら政府はどうするかということでございます。東日本大震災の後で、南海トラフと首都直下についてはトリガーが引かれると自動的に応急対策活動を発動する形になっています。首都直下の場合は東京23区で6強が起きると、被害の全容を把握することなく直ちに活動を始めることになっています。南海トラフの場合は3つの地域で6強、3つ起きたら動くことになっていますが、それが起きると例えば救命救急では警察が1万4,000人、消防が2万人、自衛隊が11万人、直ちに部隊がどこに集結するとか決まっています。医療はDMATのチームですとか、物資はさっき言ったプッシュ型。これはどこに何をいくらと細かい表で全部持っていて、直ちに物資が送られるようになっています。東日本のときは燃料が届かないなどございましたが、この反省もあって輸送ルートを決めまして、系列を超えて融通をして拠点に燃料を運びます。3日を過ぎると救命率が落ちるということもありまして、72時間という時間を意識しながら対策を行うことを進めています。



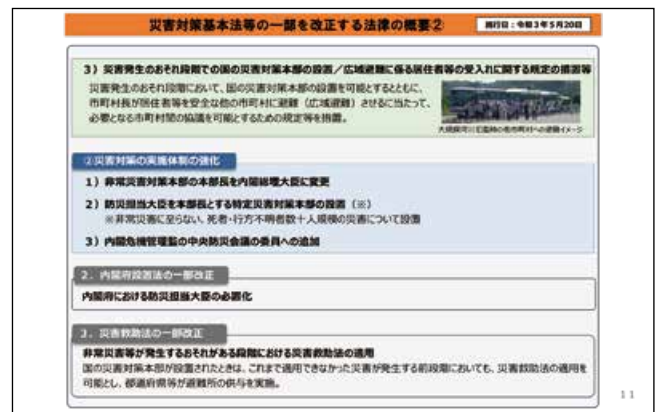
先ほど火事ということを申し上げましたが、地震によって人的被害が起きる要因は大きな差がございまして、関東大震災の場合、9割ぐらいは焼死でございまして、阪神・淡路の場合は倒壊で7割ぐらいの方が亡くなっておられて、東日本の場合は津波が9割ということとございまして、今回の南海トラフと首都直下の想定も同様でございまして、南海トラフの場合は津波で約7割の方が亡くなり、首都直下の場合は7割が火災で亡くなるという想定になっています。

これを防ぐためには初期の消火活動と、阪神・淡路の場合も東日本の場合も、原因が特定できた火災の6割ぐらいは電気の火災ということで、これを止めるためには感震ブレーカーというのが有効です。据えつけ型の場合は分電盤の中にはめ込むものもありますが、小さいものではコンセントに入れたり、あるいはボールがついていて、ポロッと落ちたらカチャッと切れるみたいな様々なものがあります。何万円から何千円とそんなに高い額でもないんですけれども、こういうものを各戸につけていただくと火事が起きにくくなるということで、各公共団体でも支援などが始まっています。例えば水槽が転倒してヒーターが着火するとか、可燃物が落ちて着火するとか、白熱電灯が転倒して着火するとか、いろいろなことが起きるわけですから、それを防ぐ効果があるということで普及を進めております。



今年5月に災対法の改正がされました。大きく2つございまして、1つは避難の関係です。前は避

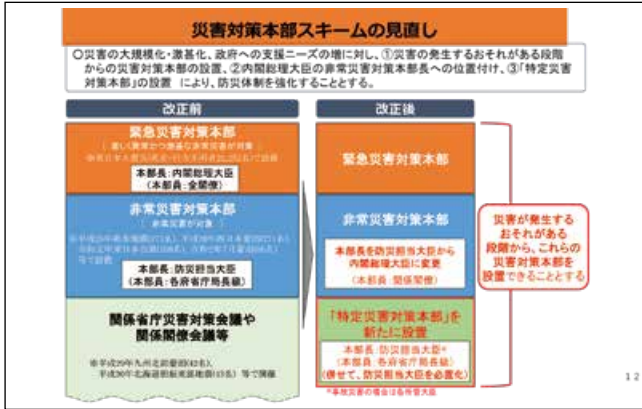
難勧告と避難指示がありました、よく混同されます。避難勧告がまず出て、それでもだめな場合に避難指示なんです、混同することもございますので、これを一本化して避難指示とする。この前に高齢者の避難というのを一段階かませていますが、その後に避難指示をするということで一本化しまして個別避難計画をつくります。これまでの災害でも高齢者施設などでたくさんの方が亡くなっていますので、高齢の方の状況に応じてどういう避難をしたらいいのかということ、公共団体のほうでも個別につくろうという意欲が高まっておりますので、努力義務化という形で改正しております。



もう一つは災害対策本部です。災害はいつ、どんな規模で起きるかわからないため非常災害対策本部はあらかじめ設置できなかったのですが、最近では台風の予報も3日から5日になったり、いろいろ気象予報も精緻化されるようになってかなりの確度でわかりますから、「おそれ本部」ということで、あらかじめ本部が立てられるよう改正をしました。

その下は実態に合わせてレベルを上げているということですが、市町村でなかなか避難所が開設されないということがよくあります。空振りになった場合、お金が出なくて市町村が躊躇するところもあったのですが、今回、「おそれ本部」ができるような明らかに災害が来るぞという場合は、前倒しで救助法が適用になって、避難所も供与が実施できることになったようです。私は退官しておりますので詳しくは承知していませんが、法律の改正

でこのような対応がされております。

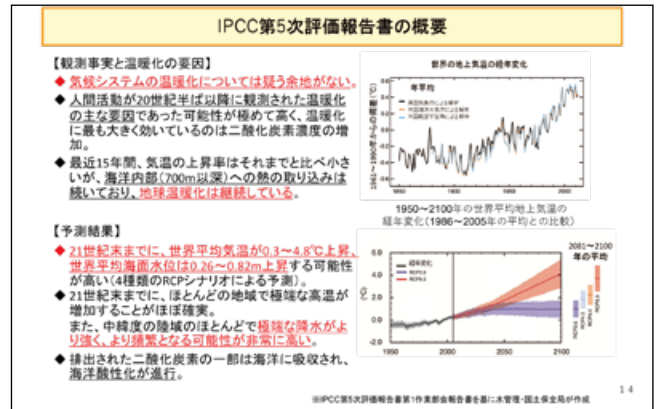


先ほどの本部ですけれども、改正前の非常対策本部は本部長が防災担当大臣だったんですが、当時は総理が出席されていますので格上げされて、そのかわりにその下のレベルで特定災害対策本部、これが前の非常災害対策本部と同じ形で、例えばこの前の熱海の災害であればこれが設置されて動いています。よりレベルを上げて、きめ細かに、そして事前に対応ができるという形で、災害対応もバージョンアップが図られているということでございます。



これは今現在進行形ですけれども、防災・減災、国土強靱化ということで事前の備えをしっかりとすることとか、真ん中はデジタルということで、デジタル庁もできましたのでいろいろな情報を集めてシミュレーションしたり、デジタルを活用した防災。それから子どもたちの教育ですとか発災後のボランティアの活動もいろいろな取り組みをする

ということで、今、内閣防災のほうで検討が進んでおります。何回も災害が来て、やっぱり十分じゃなかったということを繰り返しているわけですが、これを繰り返しながら何とか今後の災害に備えていきたいということで、絶えず研鑽を積んでいるというのが現在の状況でございます。



次に水害のほうでございまして、水害の対応は一言で言って地球温暖化の対応に尽きるのではないかと思います。今までの想定をはるかに超えた災害が起こっています。これは、これからお話しする水局のいろいろな改正の前提となったIPCCの5次評価の報告書です。今は6次評価が出ており、仮訳中なので正式な紙にはなっていませんが、読んでみた内容を少し補足をします。

気温が上がっている原因は何かということが、このときは「人間活動が主な要因だった可能性は極めて高い」という言い方でしたが、6次報告では「疑う余地はない」と、人間が原因なんだということが明らかになったということでございまして、地球温暖化は現在も継続しています。

それから、気温が0.3~4.8上昇というのは2100年ぐらいのところでは5次評価と6次評価でそんなに変わりませんが、一つ注意していただきたいのは、1.5度上昇とか2度上昇と言っているのは、今から1.5度ではなくて産業革命前、この場合は1850年~1900年の気温の平均をとっているのですが、そこから1.5度なんです。ちなみに今何度上がっているかというと1.09度で、あと0.4度しか上昇余地がありません。1.5度対応をするというより、

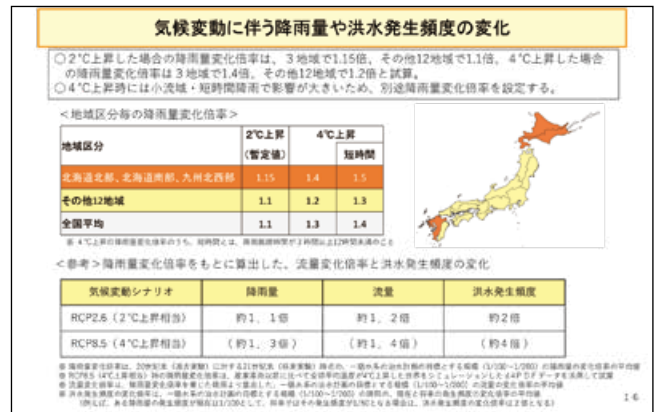
むしろ下げていく勢いで対策をしなければいけない非常に危機的な状況になっています。

それから、後に出てきますが、日本などでは極端な降水がより強く、台風も強いものが来ると言うことが言われています。

また、ここでは海面上昇が26cm～82cmと書いています。これは現在から2100年までのことですが、ちなみに1900年から今までで20cm上がっています。40cmぐらいなら今の堤防でももつと思いますが、1m上がるとどうなるか。6次の報告書には2000年後の話が書いてあって、あと2000年すると1.5度だと2mから3m、もし5度上がったら19mから23m海面が上がると言うことなので、都心は全部水浸しになってしまいます。

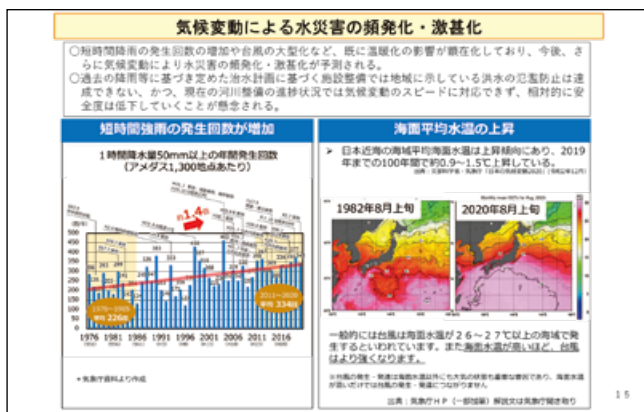
ですので、何とか1.5度で抑えなければいけないのですが、過去の地球では、1.5度なり4度高かった時代があるのだそうです。そのころの水面は、確かに5mとか10m高かったということです。6次の報告によれば、温度は下げられるとしても海面の上昇は止まらないということで、今後、数百年から数千年間上がり続けると出ています。まだ正式な報告書になっていないので、それが出てからきちんと読み込まなければいけないのですが、私が仮訳を読んだ限りではそのようになっていますので、非常に危機的な状況になっているということでございます。

います。100年で1度ぐらい上昇しているのので、台風がどんどん大きくなって、衰えずに日本列島までやって来ると言うことが事実として起きています。

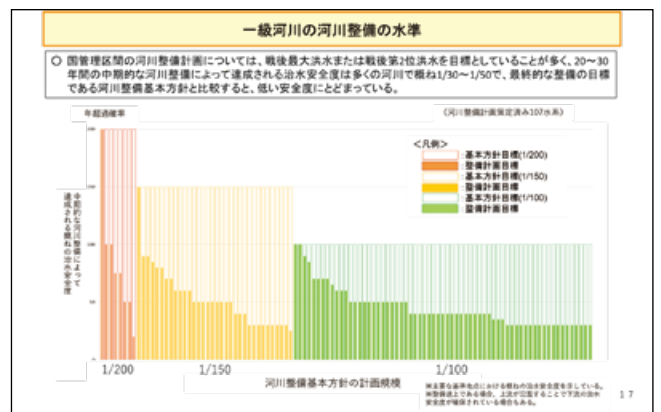


これにどのように対応するかということです。いろいろ書いてはありますが、4度は防げるとしても、2度は覚悟しなければという考え方でして、2度上がったらどうなるかということで下の表を見ていただきたいんです。

雨量が1割増しになります。雨量が1割増しになると、集めて流れる流量は2割増しになります。雨が1割増しで流量が2割増しだと、なんと洪水は2倍になります。この2倍の洪水を前提にいろいろな計画をつくらなければいけないというふうに舵を切ったのが、今回の河川部局の対応です。



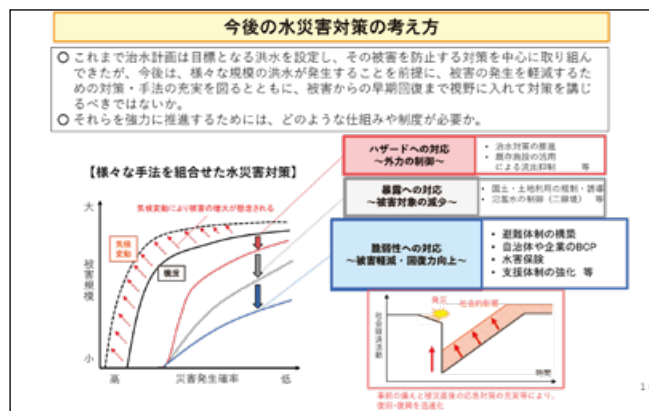
それを受けて、これは事実関係です。まず短時間の降雨ですが、1時間50ミリが1.4倍になっていて、右側を見ていただくと海面の温度が上がって



実際どの程度河川整備がされているか、河川整備計画ができて107の水系で示していますが、一級河川は治水安全度で100年に1回から200年

に1回の雨に耐えられるような方針を立てています。その方針の中で実際に工事を施工するために作られた計画期間が20~30年の整備計画では、実は30年とか50年に1回ぐらいの雨に耐えるものしか整備できていないんです。安全度が200分の1の河川は8本しかありません。関東、近畿、中部の主だった河川など8本しかなくて、それもほとんどが100年とか50年に1回の確率の整備しかできていません。これが2倍になるということなので、理論上は50年のものは25年に1回洪水が起きるということになります。

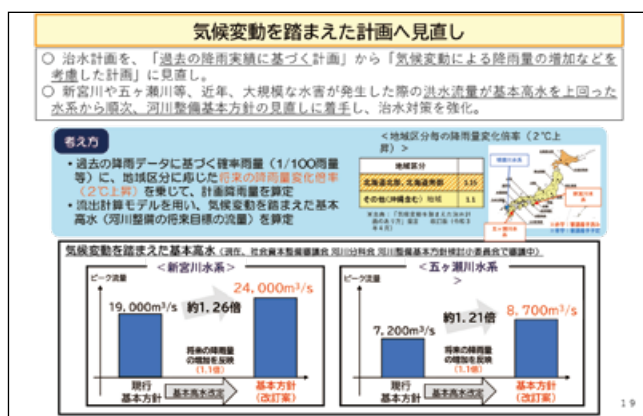
この状況を何とかしなければいけないのですが、河川側の整備だけで被害を防止するのは難しいのではないかというのが国土交通省の考えです。気候変動を踏まえた水災害対策の検討のときに示された考え方がここにあります。



上のマルにあります、「これまではその被害を防止する対策を中心に取組んできた」ということで、基本的に河川区域の中で水は止めるんだということで整備を進めてきました。しかし、これからは洪水も2倍に増えるという中で、「今後はさまざまな規模の洪水が発生することを前提に、被害の発生を軽減する」と。ですから、被害は起きる。起きるけれども、何とか軽減しなければいけないという形に舵を切っているということです。

下の表にありますけれども、「現況」から「気候変動」で災害が増えます。それを何とか下げていくということで、1つはハザードでの対応で今までど

おりしっかり整備を進めることと、暴露への対応ということで、とにかく氾濫するところから逃げてもらおう。高台に移転する、浸水するところには規制するということをします。それから、仮に被害が出たとしても避難の体制をすぐつくとか、BCPとか保険、あるいは共済のような仕組みで何とか早く復旧するというので、災害が起きた後もレジリエントなまちづくり、社会づくりをしていくということで舵を切っているわけでございます。



ここにありますように、気候変動を踏まえて、被害の起きた河川から治水計画を変えています。被害のあった新宮川、五ヶ瀬川は、降雨量を1.1倍にしますと、それに伴って流れる水は26%増しとか21%増しになっています。先ほどお話しした球磨川についても見直しが進められているという状況で、順次改定が進むということでございます。



これからの治水対策として「流域治水」ということを考えています。いろいろ書いていますが、今ま

で河川区域と上流で対応していたのを、下流のほうにあります氾濫域の皆さんも一緒になって対策を進めていく。氾濫域の中での立地規制や貯留施設の整備をしたり、学校に浸水対策をしたりということで、国交省の水局だけで水害対策をやるのではなく、府省庁、官民連携、みんなで力を合わせて対策をしなければいけないという考え方に舵を切っております。

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）＜予算関連法律＞
 【公布：R3.5.10 / 施行：R3.7.15又は公布の日から6ヶ月以内で政令で定める日】

目的・必要性
 ○近年、令和5年東京日本台風や令和2年7月豪雨等、全国各地で大規模な豪雨・集中豪雨が発生し、国土強靭化の取組を加速化・深化するため、水管理・国土保全局では所管分野を対象に、令和3年度から令和7年度までの5年間で重点的・集中的に対策を講ずる。 ※5年間で追加的に必要となる事業規模は、政府全体ではおおむね1.5兆円程度を目標とする。

法律の概要

<p>1. 流域治水の計画・体制の強化 (国土強靭化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 流域治水計画を策定する責務の拡大 流域治水計画の策定に必要となる関係機関の連携強化 流域治水計画の策定に必要となる関係機関の連携強化 	<p>2. 氾濫を防止するための対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川・下水道における対策の強化 河川・下水道の治水対策の強化 河川・下水道の治水対策の強化 	<p>3. 被害対策を減少させるための対策 (国土強靭化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害対策の強化 被害対策の強化 被害対策の強化 	<p>4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 (国土強靭化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害の軽減 早期復旧・復興のための対策 被害の軽減
---	---	--	--

国土強靭化の取組を加速化・深化するため、水管理・国土保全局では所管分野を対象に、令和3年度から令和7年度までの5年間で重点的・集中的に対策を講ずる。 ※5年間で追加的に必要となる事業規模は、政府全体ではおおむね1.5兆円程度を目標とする。

法律も今回改めて改正しました。国交省としては画期的ですが、水局と都市局が一緒になって地域の土地利用と河川整備を連携して改正しています。流域の水害対策計画を、都市部だけでなく自然的に被害防止が困難なところでも作る。氾濫を防ぐという意味で、これまで利水ダムでは事前に放流していなかったのですが容量を空けてそこに水をためるとか、町づくりの中でも、ここは浸水するので町づくりはいろいろ気をつけなきゃだめなんだという浸水被害を防止する区域を新たに設けています。

そして一番効果があると思うのは右下に書いてありますハザードマップです。今まで2090ぐらい、実は主だった河川しかハザードマップができていたのですが、これを1万7,000とほとんどの河川で整備するということがリスクを顕在化させて、みんな認識をして災害から身を守るんだという方向になってきております。

防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策 概要

国土強靭化の取組を加速化・深化するため、水管理・国土保全局では所管分野を対象に、令和3年度から令和7年度までの5年間で重点的・集中的に対策を講ずる。 ※5年間で追加的に必要となる事業規模は、政府全体ではおおむね1.5兆円程度を目標とする。

国土強靭化の取組を加速化・深化するため、水管理・国土保全局では所管分野を対象に、令和3年度から令和7年度までの5年間で重点的・集中的に対策を講ずる。 ※5年間で追加的に必要となる事業規模は、政府全体ではおおむね1.5兆円程度を目標とする。

それから国土強靭化ということで、5年間の総額として政府全体で15兆円、国交省でも9兆円強の予算で整備をしたりメンテナンスをしたり、DXでデジタル化したりして、いろいろな整備を進めているところであります。

災害対応を強化した再開発の推進（東京駅前）

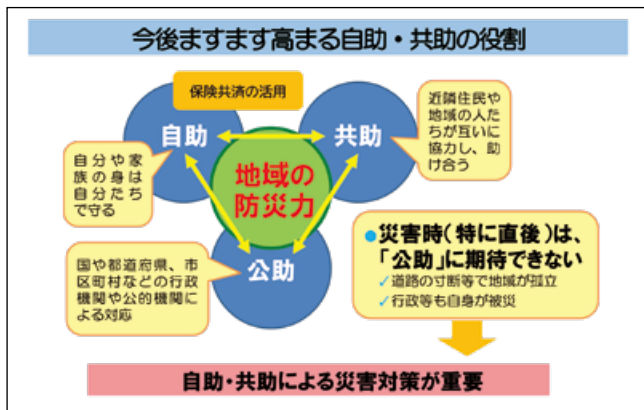
八重洲一丁目6地区

帰宅困難者約1,810人の一時滞在施設の確保(約3,000㎡)
 一時滞留スペース1,440人分を兼ねる

非常用発電機室
 カンファレンスセンター
 会議室
 オフィスロビー
 屋内広場

※住宅の事例 多摩川沿いのマンションでは、免震構造、敷地のかさ上げ、電気設備の2階への設置等を実施

次に災害対応を強化した再開発の事例です。奥に見えているのは東京駅ですが、私どもの行っている再開発で、東京駅の前に25年に完成するビルを建てています。ここには帰宅困難者のスペースをつくったり、非常用発電を地下でなく地上に設置するということが対応しています。また、多摩川沿いに建設中のマンションでは嵩上げとか免震構造などでしっかり対応しています。



最後に共済への期待ということですが、自助、共助、公助ということばをよく聞きます。発災してすぐは皆さんで助け合うということが大事なんですけども、これだけでは足りなくて、オレンジ色が私が書き込みましたがその後の復旧の場面では保険とか共済をしっかり活用する。それに備えていくことがこれに加えて大事ではないかと思っています。

いろいろ検討の結果こちらでは対応されていないようですが、これから先もいろいろな防災対策の器具が出てくると思います。備えあれば憂いなしですし、小さなお金で災害が防げますので、住宅防火補助事業でこのような支援にぜひ取り組んでいただけたいと思います。

いずれにしても、災害はたくさん起きますが、政府でも、民間でもしっかり対応してバージョンアップを図っています。これから台風も巨大化し海面の水位も上がってくるなど災害の激甚化が懸念されます。皆さんも地元に戻れば災害対応されると思いますので、ぜひ意識を高めて各公共団体におかれても一丸となって災害対応をしていただきたいと思います。ご清聴ありがとうございました。



全国公営住宅火災共済機構への期待

- 被災団体への支援の着実な実施(住宅災害見舞金交付事業)**
自然災害に見舞われた場合には、一定の場合には国から補助がなされるものの、公共団体に過重な財政負担が生じる。
財政状況が悪化する中で、共済の退会、未加入の場合には巨額の支出でさらに厳しくなる悪循環に陥る。
相互扶助の精神により被災した団体を助けるという共済の趣旨の浸透を図り共済事業を推進。
- 防災に係る普及・啓発活動の推進(防火思想の普及事業)**
近年の災害は明らかに頻発化激甚化しているが、これに対する対策も順次進められている。
このため最新情報を入手し、災害に備えることが従来にも増して公共団体に求められており、その機会の提供が必要。
- 被害軽減施設整備への支援(住宅防火補助事業)**
被害の最小化を図るには事前の備えが不可欠であり、比較的少ない経費で大きな効果。
巨大地震に際しては、多くの火災が想定されるが、この防止には感震ブレイカーが効果的。
このような新たに開発される施設整備を着実に支援

今回こちらにお邪魔する前に機構で行われている事業をパンフレットで拝見しました。火災だけではなく自然災害のほうでも見舞金を交付されているということですが、ぜひ続けていただきたいです。また、公共団体の方も財政状況が悪化して「やめてしまおうかな」とか「未加入でもこのままでいいかな」と思うのではなく、ぜひ加入して相互扶助をしっかりしていただきたい。それから、私が今しゃべっているような情報も必要ですので、こういう情報を伝える機会をぜひ与えていただきたいということです。最後に、感震ブレイカーはい

第2部「地方創生とセーフティネット」

山田啓二氏（公益財団法人京都文化財団理事長・元全国知事会会長）



ただいまご紹介にあずかりました山田です。70周年おめでとうございます。こういう会に呼んでいただきましてありがとうございます。全国公営住宅火災共済機構、全国の公営住宅のセーフティネットとして、予防から普及まで大きな力を発揮していただいていることに心から敬意を表しますし、感謝申し上げます。

50周年のときには名前を変更された。しかし、これから80年、100年を見通したときにどうあるべきなのかを考えるに当たりまして、地方の情勢を、これは私見でございますのでかなり独断と偏見に満ちた話になると思いますが、そこはご容赦いただきたいと思っております。

実は私、この機構とは因縁がございます。というのは全国公営住宅共済会が設立したとき以来、当機構の会長は歴代全国知事会長の職にある知事が就任をしておりましたが、平成25年度の新公益法人移行に際し会長職を廃止しました。ということは、私は11代知事会長ですが、つまり全国公営住宅共済会の会長になり損ねた初めての知事会長なんです。そこに講師を依頼するか？という感じはするんですけれども、野村さんとは長い付き合いなもので、お引き受けさせていただきました。

それはさておきまして、公営住宅の未来を見ていくためにも、きょうは市長さんとか町長さん、県

の方もたくさんいらっしゃるので、「お前に言われたくないよ」と言われるかもしれませんが、これから地域がどう変わっていくかを見ていきたいと思っております。

私たちの社会は、今、大きな危機を迎えています。もちろんコロナウイルスの問題をはじめ、地球温暖化と災害の頻発、社会の格差拡大と分断、少子高齢化の進展と地域の衰退に直面しています。でも私は、コロナは必ず克服されると思っています。本当に恐ろしい病気ですが、ちょうどコロナと似たようなものがスペイン風邪で、100年前にはやったわけです。数字的に見ますとスペイン風邪のときは1年目で感染者が2,116万人です。第2回の流行で感染者は241万人、第3回で22万人になって、ここで消えるんです。当時の人口は5,600万人ですからね。日本人の半分はかかったわけです。そして45万人が死んだんです。120人に1人は死んだ。それがスペイン風邪です。比べてはいけないうちかもしれませんが、今回のコロナウイルスは感染者数172万人、死亡者数1万8,000人です。スペイン風邪のときは、そもそも「ウイルス」という言葉もなかった。何のことかもわからないまま日本人はこれに対応したわけです。先人達のことを考えれば、私たちがこのコロナウイルスを克服できないはずがないのではないかと考えてお

ります。

コロナも確かに恐ろしいですけども、また温暖化も公営住宅にとりましては大きな被害をもたらしておりますが、地域に何ととっても恐ろしいのは少子高齢化です。地域の未来が見えない。これは私が言っても誰も信用しないので、国はどう見ているのかをまず話します。



政府もこの危機を深刻に受け止めているということで、総務省がつくった自治体戦略2040構想研究会の報告を紹介しましょう。私はこの研究会の報告はすごく素直で、いい報告だなと思っています。これをもとにして第32次の地方制度調査会の答申が出ているわけですけども、これの評価は置いておきます。

この中で研究会は、2040年に自治体を襲うということで3つの危機を挙げています。釈迦に説法みたいな人が多いのでここは簡単に流していきませんが、「若者を吸収しながら老いていく東京圏と支え手を失う地方圏」「標準的な人生設計の消滅による雇用・教育の機能不全」「スポンジ化する都市と朽ち果てるインフラ」と、2040年の地方公共団体の非常に厳しい状況を的確に描写されています。

もう大変なことになる。それはそうなんです。人口の長期的推移を見ていきますと、明治維新がいかに日本の経済を変えたのかというのが人口増に表れていると思います。「坂の上の雲」ということで駆け上っていく。そしてピークを迎えて、2000年ちょっとぐらいに迎えるんですけども、そこ

から今度は坂道を駆け下っていく。

それがこうなるわけです。これは私がつくったものではございません。人口問題研究所という立派な国の機関がつくったものです。ただ、最近この表を研究所の表の中で一生懸命探すがあつてこない。削除されちゃったのかなと思っているんですけども、インターネットの時代は一回出るとなかなか消えないということで、引っ張ってきてお見せしております。

要するに、私たちの国は1000年後にはないということです。滅ぶ国ということです。京都の場合は「千年の都」と言いますが、1300年前に平安京ができましたけれども、次の1000年はない。これは私が言っているのではなくて、推計でいくとこうなる。

今はこれより出生率が少し上がったので上振れしていますが、大体2100年で6,000万ぐらいですから、半分ですね。あと80年後ぐらいには半分になる？「そうはならないだろう、1億人ぐらいで頑張れるんじゃないか」という楽観的な観測は、2021年の出生数で吹き飛びました。

各総研が、ことしの出生数はついに80万人を切るのではないかとこの予測を出しております。大体80万ぐらいでしょう。日本人の平均寿命が今は84歳ぐらいですから、これを掛けたら将来の人口がわかります。低減傾向ですからもっと減りますけれども、つまりどう考えたって7,000万は切るだろう。6,000万台に入って、それも真中より下がっていくのではないかと。実は、平成29年の日本の将来推計人口では、70万人台に入るのが2033年とされていたんです。ですから12年早くきてしまった。令和2年の国勢調査では人口がちょっと減った。人口は減っているのに、世帯数は順調に増えている。1世帯当たりの人員の推移を見ると、このままでいくともうすぐ2を切るのかな。今一番多い世帯は1人世帯ですからね。そしてそれに伴い、深刻な社会問題が次々に起きます。

これは関西の人口ピラミッドの姿です。2010年、ちょっと古いですけどもそれと2050年を比べると、もうピラミッドではないですね。京都で見て

もこんな感じです。これは「未来カルテ」といって総務省さんと千葉大学が連携してつくったものです。インターネットですぐに見られ、皆さん方の町がどうなるかというのは自分の町の番号を入れると出てきます。未来カルテはちょっと忖度したのか、なぜか男と女の目もりが違うんです。実際は女の人のほうがはるかに多いです。男の人のほうが少ないけれど、何となくきれいに見せようとしたのか、目もりがちょっと違う。

水色の部分が医療福祉施設、如実に増えているということがわかります。京都でいきますと120万の就業人口は96万人に減ります。特に怖いのは、建設業の6万6,000人が2万4,500人と半分以下になるんです。これはほとんどの都道府県、市町村で同じことが起こります。京都はまだ都市部がありますからこれでも少ないほうで、厳しいところは3分の1になります。これから言うことにこの人数で耐えられるのでしょうか。

男女の5歳階級人口で、女性の90歳以上がその町で一番多くなる市区町村の都道府県別の割合です。ちょっとややこしい言い方をして申しわけございません。これでいくと大分県は、9割近い市町村が人口で一番多いのが90歳以上の女性になります。残りも似たようなものです。こうした老々介護の中で誰が地域を維持するのでしょうか。

2番目の問題はさらっといきます。「標準的な人生設計の消滅による雇用・教育の機能不全」。皆さんもよくご存知のように、どんどん学校がなくなってきています。それに伴って地方で私立の小規模大学は非常に経営が厳しい。18歳人口は見事なまでに減っている。20年後にははいよいよ80万を切るわけですね。そうするとこれが大学の入学者数にもろに影響してくる。そして、さらに地域の衰退が強まる。

日本型雇用も人口減少時代で過剰労働から労働力不足になり、人生100年時代になったときに終身雇用ということはあり得なくなる。しかもAI革命とかスキルのミスマッチが起きるので、企業だけでは個人の雇用を支えることは難しくなるだろうと言われていています。そうした中で非正規雇用

がどんどん上がってくる。私、嫌だなあとと思うのはここです。15歳から24歳まで、つまり初めて社会に出る人、これから初めて働くという人は、1990年、わずか30年前には、大学生のアルバイトもありますから、2割ありました。それが2014年は48.6%、今は多分5割を超えているのではないのでしょうか。

ご存知のように正社員と正社員ではない人の給与格差は、最初はほとんどないけれど、そこからキューツと上がって行って、男性と女性はちょっと違いますが、夫婦共稼ぎだと300万から400万ぐらい違ってしまいますよね。

学校は地域と社会のよりどころですし、会社は働く人のよりどころなんですけれども、ともによりどころとしての地位を失いつつあるというのが現状です。



さらに、「スポンジ化する都市と朽ち果てるインフラ」という怪談みたいな話になっています。総務省の研究会ですからたまたま日立市をもってきているのですが、この図の中で空き地・空き家が橙色に出てくるわけですね。一発で、増えているのがよくわかる。今、6～7軒に1軒は空き家ではないのでしょうか。これは私も知事を辞めて家を捜して実感しました。今の借家は旗竿宅地みたいな形で真ん中に私の家があって、前に3軒、後ろに3軒あるんです。前3軒はいずれも夜は誰も住んでいません。お店が1軒、空き家が1軒、企業のオフィスみたいなになったのが1軒。住宅地ですから、しかも伝

統的建造物保存地区なので、外見は全く普通の住宅です。そして後ろは、老夫婦、おじいさんが1人、北西だけに家族がいます。うちも老夫婦ですから、7軒あって子どもがいるのは1軒だけです。これが都市の現状でしょう。そして、施設に入居する高齢者は増加の一途です。

岡山県の例を挙げて悪いですが、岡山県で2050年までに人口が50%以上減るところは緑色のところ。大きな部分を示している。青い点はもう住めなくなる。減るけれども50%未満だというのが黄色。増えるのは赤いところだけです。ホント、点ですよ。こうした中で、道路やトンネルや河川管理施設、下水道管渠、港湾岸壁、みんな高度成長にできた時代のインフラが老朽化する。そのとき、さっきの建設業を見てください。2分の1から3分の1ぐらいですよ。どうやってこれをやるのか。増えていく空き家は地域にとって大きな重荷になるし、空き家の再生が地域によっては大きな課題になります。

こうした状況を踏まえて、各地域は生き残り対策に全力を挙げています。きょうお出での地方公共団体の方々も、まさにそれを必死になってやっているわけです。国も地方創生に力を入れてきました。私が知事会長るとき、当時の安倍総理に何度も「確かに円は安くなり景気は回復した。でも地方には来ていませんよ。地方を何とかしてください」というお願いを繰り返して、地方創生という制度をつくっていただきました。それでお金もかなり注ぎ込んでいただいている。何段階にもわたって注ぎ込んでいただいています。

しかし、現実問題として少子高齢化は全く打開できていません。私も京都の知事を16年間やりまして、出生率を0.1ぐらいは上げましたけれども、0.1ぐらい上げたって絶対数が減ってきますから。しかもコロナウイルスで状況は変化している。地方創生はコロナ対策へとシフトして、地方創生臨時交付金というのがコロナ対策に使われている。本来は交付税の基準財政需要額にしっかり組み込んで、安心して交付税として使えるようにするのが筋です。1年目は仕方ないと思ったけれども、2

年目、3年目を過ぎててもまだ交付金ですか？ あれは法定受託事務ですから、本来はきちっと財政対策をしなければならないということ、昔の総務省の人間としては思ってしまうというのが現状でございます。



この状況を踏まえて、私たちは未来に向かってどう変わっていくべきなんでしょうか。国の研究会に戻りましょう。国の研究会は4つの対策を提案しました。これは地方制度調査会とは違いますが内容は大体一緒です。1つは「スマート自治体への転換」。「公共私による暮らしの維持」「圏域マネジメントと二層性の柔軟化」、ここはかなり消えたな。「東京圏のプラットフォーム」。

要するにスマート化、IoT、AI、5G、ロボットで人口減を補う。人がいないならAIやロボットで人を補いましょう。公共私の融合と総動員では公ではもはや無理。それはそうですよね。地方消滅都市890幾つと言われていたのですが、この前、増田さんが数え直したら925まで増えた。減るところか逆に増えちゃいました。だったらもう、今いる人の力を合わせるしかない。結集しましょう。柔軟な地方公共団体制度。権能を維持できない市町村が出てくるので、他の市町村や都道府県の力を借りましょう。分権より支え合い、補い合いでいきましょう。東京圏のプラットフォーム。「いつまでたっても東京圏の知事さんはそれぞれバラバラだ。それではだめですよ」と言いたかったのかもしれないね。ここは触れるのをやめます。私の範疇

ではない。

スマート化はどこでも大変な勢いですね。きょうの新聞にデジタル臨調ができると出ておりましたけれども、Society 5.0はいまさら講義をしなくてもいいでしょう。狩猟から農耕にあって工業化にあって情報化にあって、そして今やバーチャルとリアルの世界が融合する新しい社会が来る。人間はこうやって進化していくんだということですね。4.0の情報化社会とも違って、ビッグデータというのが私たちの社会を大きく動かしていく要因になる。AIがそこに加わる。



確かにそういう時代が来るでしょうね。この前、ある人からおもしろい話を聞いてびっくりしました。ある国際的な会社が、世界の会社と自分の子会社とを結んで執行役員の会議をやったそうです。そうは言っても英語が話せない人もいますから、同時通訳さんを入れた。いったりきたり疲れますから、普通、同時通訳というのは2人一組です。ところが、そのとき同時通訳の相方は誰だったかという、AIです。で、結構できたそうです。ちょっとニュアンスがおかしいと思ったときはいくつかあったそうですが、大体できた。通訳さんも、私たちの役割はもうすぐ終わるなど、そんな思いを持ったそうです。これから同時通訳さんは、AIが訳している中で明らかな間違いを直すだけの添削的機能になっちゃうかもしれませんね。AIが相棒だったというのを聞いたときには何となく恐ろしい気がしましたが、もうそこまできています。

公営住宅がこれに対応できるのでしょうか。

最近ではフェイスブックがメタという会社になりました。メタバースの登場。いろいろなところでいろいろな人がメタバースをつくりつつあります。特に最近ではショッピング関係ですね。コロナで買い物に行けないとか観光地に行けないので、メタバースの観光地をそっくりにつくります。今は映像をたくさん写してくればあつと言う間にできます。NHKでやっていましたが、難破船の探索もできる。写真を何千枚か撮るとあつと言う間に立体でできます。一種のメタバースで、そこに入っていくことができます。観光地をメタバースでつくって、有名な店舗を入れて、みんなアバターで観光や買い物をしていく。今のAmazonのショッピングがさらに進んでくるんでしょうね。

大学もそうなるのではないのでしょうか。今は通信教育とカリモートですが、メタバースでやっていくことになる。いち早くその初期にあるのが、角川がやっているN高です。日本で一番高校生の多いIOTを利用した高校です。ここの遠足がおもしろい。どういう遠足かという、我々が思っている観光地に行く遠足ではございません。N高の生徒は自分で好きなアバターをつかって、行く場所はドラクエの町です。N高専用の列車でドラクエの町へ行って、怪獣をやっつけたりクエストをして、最後にみんなで記念写真を撮ってお別れする。「N高の遠足」というのでインターネットで見てください。記念写真の様子が写っています。

もちろん市町村でもAIを活用した観光案内があります。AIによる道路管理があります。公用車に4Kか8Kのカメラを載せて走っておけば、あとはAIが道路の状況を判定してくれますから、道路パトロールという仕事は変わりますね。

一番楽なのが保育所の利用調整です。さいたま市がやっていますが、1,500時間かかったものが数秒で終わってしまう。しかも人間がやると、長男は町の東の保育園、次男は町の西の保育園みたいなことが起きるけれど、これはそういうことが起きない。それを数秒でやってしまう。

もちろん公営住宅でもそろそろ入り始めていて、鳥取県の米子市が株式会社エッグとともに、県営住宅でIoTを活用した高齢者の見守り、緊急通報サービスをことしの9月2日に試験運用で開始したそうです。ほかに福島県の浪江では、災害公営住宅で電力のスマートメタリングシステムなどが導入されています。とはいえ、Society 5.0まではまだまだかなあ。

公共私による暮らしの維持。みんなで力を合わせましょう、共助組織。地域運営組織によるサービスがはじまる。小さな拠点という形で各市町村とも出てきています。京都府でもコミュニティコンビニというのをつくりました。つまりコンビニ機能のあるところに公共的サービス機能を入れる、金融・郵便機能を入れる、買い物機能を入れる、交通物流支援機能を入れる。それによって1カ所でサービスをまとめて享受できるようにして生活の充実を図ります。

その一番の取っかかりが水道事業の広域化・民営化ではないかと思えます。水道事業の広域化・民営化というのは、単なる始まりだと思えます。前に言いましたように、2040年には日本の地方公共団体の半分以上が消滅可能性都市になります。そのときに役場だけ残る、水道だけ完璧に動くなんてことは、普通に考えたらあり得ません。それはもう、楽観主義というより単に現実を目をつむっているだけでしょう。ですから、すべてのステークホルダーの連携・融合化が進んでいる。公営住宅ではどうなのかな？

圏域マネジメントと二層性の柔軟化。都道府県による市町村の補完。例えば市町村のインフラの技術者が足りないから技術者を一つに集めるとか、こうした形で連携とか補完が始まっています。連携中枢都市圏、私は知事会長のとき、これにものすごく反対しました。なぜかという、極めてローカルな話で恐縮ですが、連携中枢都市圏を人口のダムにして日本の地方創生をやろうという、京都の北部は滅びるんです。兵庫の北部もだめです。というか、日本海側は新潟県に県庁所在地以外で2つあるだけです。



東京圏のプラットフォームは省きます。

問題なのは、これだけで課題が解決するのか、地域社会はよくなるのかということです。これが国の対策ですが、何が問題かという、すべて人口減少に対する対症療法です。地域や町をどうしていくかという理念や理想はどこにもないんです。それから、公共私力が力を合わせるといっても、もはやその区分が壊れようとしているのに、それは意味があるのか。市町村に柔軟性と言っても、その市町村自身が消滅しかかっているときに、柔軟性というのは意味を持つのか。そもそも人口減少、少子高齢化が何を招いているのかということについての問題意識が希薄なのではないかというのが私は一番の心配です。

何よりも、対症療法では明るくないですよ。希望がない。総務省の方がいらっしゃったら申しわけないですが、この対策を見て、「うわあ～明るい」「地域の未来はものすごく楽しいよ」と思う人がいたら、ちょっと顔を見てみたいですね。明るいことは何もないもの。

少子高齢社会は単に人口が減るだけではない。実はそこに孤立社会を招いて、ソーシャルキャピタル、要するに社会関係資本、ネットワーク、信頼、規範が低下して希望が消えていく。結果、活力の低下、安全の低下により町が機能不全に陥り、企業の活動もだんだん衰えていく。これが地方自治の衰退になっていく。ソーシャルキャピタルの衰退を抑えなければ根本的な解決にならないのではないかとというのが私の問題意識です。ソーシャルキャ

ピタルは何か、ここにいらっしゃる方は大体ご存知だと思います。『孤独なボウリング』というパットナムの本を読んでいただくとわかりますが、簡単に言えば絆です。ただ、絆だけでなく、「信頼」と「社会ネットワーク」と「規範」の3つが相互に関連してソーシャルキャピタルをつくっている。



私が一番心配しているのは、水道の民営化の場合、ネットワークはある。信頼は、信頼できる会社を選べばいい。問題は規範があるか。水道というライフラインを広域化、民営化する際の規範は何だったんだろうという、そういう議論をした形跡がない。従来の水道のままいっちゃっている。こちらのほうが怖いような気がします。

ではどうしたらいいのか。もし人が半分になるなら、半分と仮定するとソーシャルキャピタルを倍にするしかない。町の人口が減るならば交流人口を増やさなければいけないし、産業が力を取り戻すためにはみんなが一体にならなければいけない。今までの地方自治はこの命題に答えてきたのだろうか。地方分権というのは人の力を生かしてきたのだろうか。何となく、分権自身が自己目的していなかったか。

ではどうしたらいいのか。このあたりから私見というか独断ですけども、スマート社会はどう動くべきか、公共私と連携はどこへいくべきか、柔軟な制度とは何に対して柔軟なのか。

まず、スマート化は希望をもたらすのか。Amazonに注文すれば翌日届くというのは希望な

のか。あまりそうは思わないですね。私が希望だと思っているのはMaaSです。Mobility as a service。要するに、いろいろなツールをサービス中心に再構成していく。X as a service。サービスを中心に町づくりのあり方を考える。これはフィンランドで始まりました。鉄道で行きますか、バスで行きますか、タクシーで行きますか、自転車で行きますか、歩いて行きますかといった交通手段をスマホ一つで全部連結させる。さらにスマホを使ってキャッシュレスで行く。そのうえでサブスク、定額制です。タクシーは5キロ圏内という制約はありますが、乗り放題です。出放題です。私は、IoTは人を閉じ込めるものだと思っていて一時期嫌いだったんですが、MaaSを見てちょっと考え方を変えました。これならば誰もが外に出れるぞ、と。

でも、本当にサブスクでそんなのができるのか。きょうは淡路市の方が来られているので何ですが、淡路は3市17万ぐらいですかね。そこで公共交通の維持に毎年3億円ぐらい使っています。3億使って料金を入れたら、結構定額制でいけますよというのが私の基本的な考え方です。フィンランドは一ヶ月一人3~4万だそうです。それをやるとマルチモーダルからサービスも連携できる。そこからスマートシティへいける。要するに車1台あれば何でもできるんです。ヒト、モノ、情報、すべて車1台に載せることができる。大体ここにあるサービスは全部、車1台に載せることができます。

医療は載せられるのか。載せているところもあります。長野県の伊那市。ここでは車に看護師さんとカメラを積んで、お医者さんは診療所にて患者さんを診ている。看護師さんとカメラが着くと、リモートで往診が始まり指示をする。リモートは許されていますからね。カメラがハイビジョンクラスだとまずいですけれども、4K、8Kになったら、特に8Kになったら人間の目で見るとより精密ですから、カメラのほうがよく診れる。そこで処置をして帰ってくる。その間、お医者さんは診療所で診ていることができるというのが、もう動いています。ほかに岡山市でも、高齢者の方のマッチン

グによって、社会法人の車が自由に動いている例があります。

IoT社会によって、人が外に出る自由が出てくるわけです。そして一体化したサービスが享受できる。ものすごく便利になって、高齢化しても自由に動けるようになる。そうであるならば、私は希望があると思います。年を取って、「ポツンと一軒家」みたいなことになってしまっどどこに行くんだ？という形のときに、行くときはみんなタクシーが迎えに来てくれますよ、乗り合いもできるようになりましたからねというのは楽しくないですか。

では住宅はどうか。住宅as a serviceに変われるのだろうか。

公共私連携がもたらすもの。公共民の融合はさらに進む。水道事業の民営化をはじめ官民の境がなくなっていく。企業版ふるさと納税が財政的な官民の境をなくす。9割寄付すると損金プラス税額控除でみてくれる制度ですね。これを利用して官民の境がなくなったのが、岡山県の玉野市です。玉野市は、地元に残ってくれる優秀な技術系の高校生を育成したい地元の企業に就職して頑張ってもらいたい。しかし金がない。ここに造船会社があります。三井造船があるんですが、なかなか人が集まらない。特に若年の技術系が集まらない。ではどうしたかということ、企業版ふるさと納税を活用して、造船会社の中の施設を実習施設にして、運営費はふるさと納税でおさめたんです。これによって三井造船は、事実上自分の敷地内で技術者の養成ができ、玉野市は金をほとんどかけずに工業系の学科を創設することができた。これは昔でいうと官民癒着です。今は最高のあり方です。これがふるさと企業納税の2年前の最優秀賞です。私、審査員をしておりました。

人が減っていく中で、どこまでが産でどこまでが学で、どこまでが公なのか。そんなことを分ける必要あるのか。そんなことを言っている場合じゃないでしょう。地方自治の中で役割分担論は、かえって硬直的な、柔軟性のない世界をつくってこなかったか。うまくこうした地域の融合体をつくっていかないと地域も企業も生き残れない。ローカ

ルマネジメント法人というのを考えるべき時かもしれません。

住宅は、公営住宅は地方公共団体、さらに公共的な住宅として公社公団とUR、そして民間がというふうになっています。そこにコロナがきました。コロナは社会をどう変えていったか。今までの仕事オンリーから、自分の地域とか自分の時間を結構持てるようになりました。居住の自由ができました。もしかしたらこれが私たちにとってはきっかけになるかもしれません。企業によって違いますが、リモートワークについてはみんな残したいという話があります。それから東京の人口移動、人口流出が続いています。

観光政策で見ましても、国土庁の観光政策の中でおもしろいのは、これからのコロナ禍の観光はワーケーション、ブレッジャー、サテライトオフィス、滞在型旅行だと言っています。ワーケーション、つまりテレワークを活用し、リゾート地、温泉地帯で余暇を楽しみつつ仕事を行う。これを昔は「遊び半分」と言ったんです。それが、遊び半分こそこれからの生き方なのです。ブレッジャー、出張の機会を活用し、ついでに遊んでくる。私どもがこれをやったら、たちどころに住民訴訟ですよ。すぐ訴えられちゃう。

これはエクスペディアがやった調査だそうですが、出張に有給休暇をつけた経験がない人の割合は、日本がダントツに高いらしいです。まじめくさって働くときは働くだけだと言っていたのは、意外と日本人だけかもしれない。インド人なんかは行ったらほとんど遊んでいるんですよ。どっちが地域にとって経済効果が高いか。こんなの考えるまでもないです。旅費をもらって行って、自分のお金でゴルフをして、自分のお金で一泊して帰って来たら、その地域には倍の金が落ちます。これは国土交通省さんが進めると言っているんだから、進めてもらいたい。

仕事と遊びを行き来できる自由は、さらに地域に住むという定義も変えるかもしれない。移住と言っていますが、急に移住はできません。リタイアしたら俺は田舎に住む——奥さんと子どもはつい

て来ずに、たった1人で寂しい老後を送ることになりかねないのです。でも、もっと多様な住み方が可能になるかもしれません。二地域居住。これは国土交通省がやっています。デュアルスクール。徳島県がやっています。1カ所の学校でなくていいじゃないか。暑いときには涼しいところの学校で勉強しようじゃないか。多くの経済人は夏の間は軽井沢にいます。軽井沢でセミナーをやっているんです。でも、住民税はすべて東京に払っています。1カ月軽井沢の別荘に住んでも、住民税の住宅割みたいなものがちょっとついていてだけで、所得課税は払わない。本当は別荘のあるところに住んだ期間に応じて住民税を払うべきですよ。

多分これからそのあたりは変わってくるのではないかと。住民と自治体の関係は、居住地という場所によって変わる帰属関係から、時間でシェアされる帰属関係に変わってくるのではないかと。そして、場所と時間とがハイブリッドで融合するような時代がくるのではないかと。それを阻んでいるのは、高度成長時代、人が増えている時代に人をどう管理していくかという考え方です。そのためには役割分担、責任の明確化、公私の峻別、分けていかないと増えていく人を制御できなかつたらそうした。今、人が減っていく時代に分けてどうするんですか。副業の禁止。貨客分離、信書宅配規制。自治体では住民を囲い込む型の地方分権論。これはいかんですよ。

では、こうした変化に公営住宅はついてきているか。結論の部分だけ流します。お聞き苦しい点があった場合にはご容赦ください。

まず、公営住宅について住生活基本計画はどう述べているのか。最初に、公営住宅とは住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸するという法の趣旨を記述します。そして最初に公営住宅が出てくるのは災害です。災害のときにセーフティネットとして使いましょと。次が、暮らしのセーフティネットとして出てきます。福祉部局と取り組むとともに、家賃の低廉化の推進やストックの改善の推進をしましょと。そこに福祉施策としてワンストップサービスとかが出てくる。供

給目標の中で、低額所得者の住宅不足を緩和するために必要があると認めるときは公営住宅の供給を行う。供給目標の2では、公的な支援により居住の安定の確保を図るべき世帯の数を的確に把握してください。公営住宅以外の公的賃貸住宅ストックの状況等を勘案してやってください。改良の方向は省エネ、バリアフリー、耐久性。



私の感想ですけれども、この計画で未来ある公営住宅はつくれるのでしょうか。これは感想です。公営住宅は、少なくともこの基本計画の中では、「まちづくり」の中にどこにも位置づけられておりません。私は検索をかけましたが、公営住宅というのは今書いてあるところしか出てきていません。「まちづくり」といったところに全然書いていません。あくまで貧しい人を支援するという政策目的に限られていて、デジタル化ということも何も書いていません。ソーシャルキャピタルを再生するような、そんなことも何も書いていません。どうも暗い。私が読んだかぎりでは、地方創生に資する公営住宅という感じは、残念ながらうかがえません。

住生活基本法があって、良質な住宅の供給と良質な居住環境と居住の安定の確保、この3つ両立させたいですよ。両立しないの？住宅施策こそまさに分権で役割分担で、それ以上のものでもそれ以下のものでもないんじゃないのかもしれませんが。住宅金融公庫、公営住宅、日本住宅公団、住宅何とか……、住宅政策。ずーっとあるわけです。細かいですよ。いつのまにか公営住宅が片隅に追

いやられている。片隅と言っては怒られますけれども、ここでパッと見たときに、「公営住宅」ってなかなか見つけられませんか？

何とか持続可能な希望のある公営住宅はできないのだろうか。これは京都府もそれなりに考えてきました。2014年に「なごみりあ榎島」というのをオープンしました。特徴的なのは、府営住宅と福祉施設と交流スペースがあり、そして道の向かいは宇治市の保育園になっています。多世代が交流して、多世代がそこで循環型で暮らすことのできる公営住宅を目指そうと思ってつくりました。いろいろとありますけれども、ちゃんと子ども用のものも入っている。残念ながらスポットに終わってしまっています。都道府県の限界かな。

ほかにも、堀川団地という戦後できた住宅供給公社の団地を、西陣という地域にありますのでアートとかそうしたものと一体化した新しいアパートにつくり変えようという事業をやっております。住む人のマッチングでは、高齢者と学生のマッチング、京都ソリデールというものもやっております。新下宿みたいなものです。公営住宅はこれからの時代に希望になれるんです。私はそう思っています。

最後にシンガポール。あそこは8割がHDB住宅(Housing & Development Board)。住宅開発庁がつくった公営住宅です。古いものでも結構雰囲気があります。中を見るとこんな感じで、これだと結構希望がありますよね。日本の公営住宅は希望があるのかな。暴論ですけども、地方創生のためには使い道がない空き家は公営住宅にしましょう。困窮者と非困窮者という色分けは高度成長の名残です。みんな融合しましょう。地域の人だけが住むのではなくて、アドレスホッパーでも二地域居住でも公営住宅に住めるようにしましょうよ。そうやれば災害のときにはものすごくスムーズにいきます。普段から使っているんだから。そして、みんなまとめて公営住宅火災共済機構が面倒をみましょう。それが共済というものじゃないですかね。そうすると80周年は忙しくなりますよ。

本来、住宅は地域の人の希望です。それを守る役

目は本当に尊いものです。機構の役目は尊いと思います。かつてみんなが貧しかった時代、公営住宅は憧れでした。地方創生とはそういう憧れを取り戻すものではないでしょうか。セーフティネットとは希望のセーフティネットではないでしょうか。70周年を機に、さらに全国公営住宅火災共済機構が発展することを願っております。ご清聴ありがとうございました。



～ 会員の声 ～

○福島県 会津美里町

当町では令和元年12月に町営住宅1戸が全焼する火災が発生しました。火元と思われるダイニングキッチンの焼損に加え、玄関部分が吹き抜け構造だったため全室に煙と熱が回ったことで煙害や熱害が発生し、被害額は約1400万円に上りました。

人的被害があったことから当初は用途廃止とすることも検討しましたが、修復することが決まり、令和3年8月から工事に入りました。また、着工後に新たな被害が発覚したため、その工事内容が火災共済給付金の対象となるか機構に確認しながら工事を進め、竣工後の令和4年1月に請求を行いました。

審査の結果、火災共済給付金として請求額全額が認められ、町の財政負担なく修復を完了することができました。

また、昨年度は住宅用火災警報器の交換が必要だったため、住宅防火補助事業の申請も行いました。火災共済委託契約をしていればこの事業を利用できるので、消火器や火災警報器の交換が必要な年に利用しています。当町は共済委託契約の付保率を100%で契約しているため、年間掛金額の1/2まで補助金を申請でき、昨年度は限度額とほぼ同額の補助を受けることができました。財政負担軽減に役立つ制度でもあり、今後も有効活用し、防火対策に努めたいと考えています。



被害の様子
(上：DK 下：天井)

○新潟県 上越市

当市は令和元年10月に台風(19号)による被害、令和3年1月には豪雪の被害を受けました。それぞれの被害額を機構の見舞金制度に当てはめた際、満額でん補される範囲だったため、金額的な負担が無く修復することが出来ました。例年、住宅防火補助事業については主に消火器の交換で利用しており、被害が無くても活用できる事業として重宝しておりましたが、一方、有事の際の補償としての共済の有用性も今回改めて感じました。

さて、当市では、令和3年度に港町特定公共賃貸住宅のリノベーションを行いました。こちらの住宅は従来の公営住宅にはなかったアイランド型キッチンや、作業台にも収納にもなる作り付けの収納家具などを設置しています。リノベーションを行う企業は公募型プロポーザルによって選定しましたが、目的達成のために従来よりも広い参加資格とした結果、適切な企業を選定し、よりよい居住空間を演出できたと考えています。これまでの住宅が抱えていた空き部屋解消の一助となるよう期待しています。



雪害（令和3年1月）



港町特定公共賃貸住宅

会員状況

区 分	令和2年度末	令和3年度 4月～3月期		令和3年度末
		加 入	退 会	
都道府県	47	0	0	47
市 区	296	2	1	297
町 村	348	1	1	348
合 計	691	3	2	692

令和3年度被災報告

この部分は会員サイトでのみ公開しております。

この部分は会員サイトでのみ公開しております。

INFORMATION

1 規程が改正されました

責任準備金等の積立て及び取崩し等に関する規程が改正されました。(施行日:令和4年3月31日)
毎期末における積立額は、当該年度の掛金額の合計額に0.1を乗じて得た額とし、これを累積的に積み立てるものとしします。

積立額は、観察された実績値を基に、異常災害のうち火災(落雷及び爆発含む。)による損害に対する債務を確実に履行するための金額として合理的かつ妥当な方法で計算した額と、損害保険会社等に適用されている国の基準に従い、異常災害のうち自然災害による損害に対する債務を確実に履行するための金額として合理的かつ妥当な方法で計算した額とを合わせた額を限度とします。

2 令和4年度地方フォーラムを開催する予定です

開催地と開催日が決定次第、HP等でご案内させていただきます。

3 令和4年度の会議予定

- 第1回定例理事会 (令和4年5月27日(金)、東京都千代田区平河町「ルポール麹町」)
- 定時総会・臨時理事会 (令和4年6月24日(金)、東京都港区芝公園「芝パークホテル」)
- 地方フォーラム (令和4年10月～11月)
- 臨時理事会・運営協議会 (令和4年11月)
- 第2回定例理事会 (令和5年3月下旬)

編 集 後 記

新年度になり、通勤途中やランチで初々しい新入社員の姿をみる機会が増えました。社会人としての期待や緊張、不安など、もうだいぶ昔のことですが、当時抱いていた思いがふと蘇り、懐かしいという気持ちとともに気が引き締まる思いになります。

コロナなど様々な問題で世界情勢が混沌としているなか、世界で起きている出来事も身の回りで起きている出来事も根本は同じで、すべての事象は人間関係で成り立っているのだと改めて感じるようになりました。

小さな世界に置き換えると働く職場もひとつの世界であり、AI化が進んでいるとはいえ、人と人の繋がりが消えることはありません。ひとつひとつの行動に対して、誠意・思いやり・プラスαの考えを持って取り組むことで、スムーズに物事が進み、お客様に喜んでいただき、結果的に組織が発展していくのではないかと思います。

令和4年度から、当機構は会員の皆様のコミュニケーションネットワークの構築に向けて、意見交換の場を増やし、会議の活性化に努めていきます。会員の皆様同士のコミュニケーションがより一層深まり、共助の理念を共有できるような取り組みを支援していきたいと思えます。

新たな目標、新たな挑戦、新たな壁…、多様な「新」が発生し、それを乗り越えるためにどうしようかと考えている方も多いのではないのでしょうか。

個人的には、幽霊会員となっているトレーニングジムに週2回通うことが目標です。

1つでも多く「新」をクリアできるような、そんな一年になりますように。

(N. M)

全住済業務季報 (MUFIS REPORT) 2022.5

令和4年5月発行 / No.203

発 行：公益社団法人全国公営住宅火災共済機構

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目3番17号 虎ノ門2丁目タワー 21階
TEL 03(3501)9479 FAX 03(3501)6914
<https://www.kojukyo.or.jp> E-mail kjk@kojukyo.or.jp

編集協力：SEI ビジネスクリエイティブ株式会社

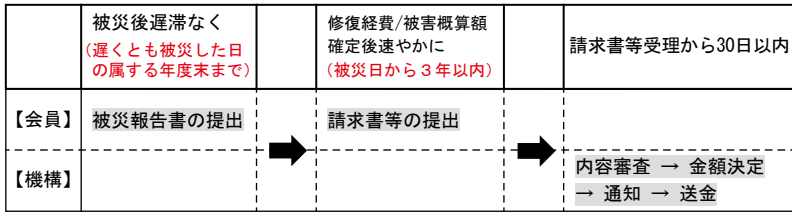
会員の皆様へ 被災報告書の提出のお願い

火災や自然災害により被害を受けた共済加入住宅等(被災住宅)はありませんか？
ある場合には、速やかに「被災報告書」のご提出をお願いいたします。

	対象事業	書式	方法(共通)
火 災	火災共済給付金	別記様式6	①オンライン申請システムによる送信 ②E-mailまたはFAXによる送信*
自然災害	住宅災害見舞金	別記様式9	

※書式は機構ホームページよりダウンロード可能

～ご参考:請求手続き全体の流れ～



<問い合わせ先:事業部>
T E L:03-3501-9497
F A X:03-3501-6914
E-mail:jigyuu@kojukyo.or.jp



〈交通のご案内〉
地下鉄日比谷線「虎ノ門ヒルズ」駅下車 徒歩3分
地下鉄銀座線「虎ノ門」駅下車 徒歩5分



公益社団法人全国公営住宅火災共済機構

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目3番17号 虎ノ門2丁目タワー21階
TEL 03-3501-9479(総務部)・9497(事業部)・9498(企画調査部)
FAX 03-3501-6914
https://www.kojukyo.or.jp E-mail:kjk@kojukyo.or.jp

公営住宅 火災共済